

第百八十六回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 十 二 号

平成二十六年四月三日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 高木 陽介君

理事 石田 真敏君 理事 土屋 正忠君

理事 橋本 岳君 理事 福井 照君

理事 山口 泰明君 理事 原口 一博君

理事 三宅 博君 理事 榎屋 敬悟君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

伊藤 忠彦君 今枝宗一郎君

上杉 光弘君 大西 英男君

門山 宏哲君 川崎 二郎君

木内 均君 工藤 彰三君

小林 史明君 清水 誠一君

瀬戸 隆一君 田所 嘉徳君

中谷 元君 中村 裕之君

長坂 康正君 西銘恒三郎君

松本 文明君 山口 俊一君

山田 賢司君 湯川 一行君

奥野総一郎君 黄川田 徹君

近藤 昭一君 寺島 義幸君

福田 昭夫君 上西小百合君

遠藤 敬君 新原 秀人君

中田 宏君 馬場 伸幸君

百瀬 智之君 濱村 進君

佐藤 正夫君 塩川 鉄也君

議員

議員

総務大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

原口 一博君
武正 公一君
新藤 義孝君
上川 陽子君
藤川 政人君
伊藤 忠彦君
松本 文明君

佐藤 正夫君

塩川 鉄也君

山田 賢司君

寺島 義幸君

遠藤 敬君

佐藤 正夫君

馬場 伸幸君

浅尾慶一郎君

佐藤 正夫君

委員の異動
四月三日

井上 貴博君

黄川田 徹君

馬場 伸幸君

浅尾慶一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(警察庁交通局長)

政府参考人
(総務省情報流通行政局長)

政府参考人
(総務省総合通信基盤局長)

政府参考人
(国土交通省航空局安全部長)

参考人
(日本放送協会経営委員会委員長)

参考人
(日本放送協会会長)

参考人
(日本放送協会理事)

参考人
(総務委員会専門員)

佐々木克樹君

倉田 潤君

福岡 徹君

吉良 裕臣君

島村 淳君

浜田健一郎君

板井 勝人君

板野 裕爾君

阿部 進君

補欠選任

山田 賢司君

寺島 義幸君

遠藤 敬君

佐藤 正夫君

馬場 伸幸君

浅尾慶一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

工藤 彰三君 井上 貴博君

四月二日

電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外四名提出、衆法第一二二号)

通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出、衆法第一二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外四名提出、衆法第一二二号)

通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

提出、衆法第一二二号)

一博でございます。

電波法の一部を改正する法律案、通信・放送委員会設置法案に関する提案理由説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民の財産である電波の移行、再編等を促進して最大限有効に活用し、情報通信のさらなる革新と利活用を進める観点から、私たちは、電波の有効利用を促す新たな方策が必要であると考え、本二法案を提出いたしました。

以下、その概要を申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案ですが、本法案は、競争による免許の付与、電波利用料の徴収等について定めるものであります。

第一に、競争による免許の付与については、総務大臣は、基幹放送局を除き、電波の需給の逼迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、無線局の免許もしくは包括免許の申請または特定基地局の開設計画の認定の申請を行うことができる者を選定することができることとし、この場合において、総務大臣は、競争による無線局及びその利用する周波数を公示することとします。

この競争は、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもって行うこととします。

これにより、競願時の選定手続として、現行の比較審査方式に加えて、オークション方式を用いることができるものと改めます。

第二に、電波利用料の徴収については、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映

されるように定められなければならないこととします。電波利用の対価として、その経済的価値に見合った料額を負担させる形へ、電波利用料制度の性格を見直すものであります。

以上のほか、所要の規定の整備をすることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法案の概要であります。

次に、通信・放送委員会設置法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するために必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織を定めることを目的としております。

技術発展に伴う通信・放送分野の融合や、規制緩和による市場競争が進展しつつある中で、公正中立な通信・放送行政の確保が強く要請されていることに鑑み、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置します。委員会は、これらの分野に係る規律に関する事務を行うことを、その任務とします。

施行期日については、平成二十七年四月一日としております。

以上が、電波法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案の提案理由とその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○高木委員長 お諮りいたします。
各案審査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会会長舛井勝人君及び理事板野裕爾君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐々木克樹君、警察庁交通局長倉田潤君、総務省情報流通行政局長福岡徹君、総合通信基盤局長吉良裕臣君及び国土交通省航空局安全部長島村淳君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。濱村進君。

○濱村委員 おはようございます。公明党の濱村進でございます。

本日は、内閣提出の電波法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

今回の法改正では、携帯電話について、電波利用料の算定におきまして軽減係数を適用するというところでございます。軽減係数というのは、電波利用料算定において、電波の普及や国民の生命の保護等の観点から特定の無線システムに一定の軽減を行うために設けられた係数ということで、これは、いわゆる国民の生命の保護とか、そういった観点で軽減を行いますということですね。

これが携帯電話にも認められるべきだということとでありますけれども、背景といたしましては、携帯電話が我々国民の生命財産の保護に寄与するとの観点から利用料の軽減を行うということであるかというふうに思っています。こうした面で国民生活と不可分である携帯電話なんですけれども、重要な社会インフラであるということはもう御案内のとおりであるかと思えます。

今後もしも引き続き、安心、安全で便利な電波利用

の推進をお願いするものでありますけれども、これまで、第三世代移動通信システム、いわゆる3Gと言われるものですけれども、これは、割り当てどおり、携帯電話事業者、移動通信事業者と言った事業者がLTEの整備にまぎに今、力を注いでいるという状況であります。

きょうの日経新聞の一面にも、NTTドコモが、しっかりとLTE、二〇一五年三月期に向けていよいよ加速度的に整備していくというふうな記事が載っておりますけれども、今後、そろそろ次の段階も見据えていかないといけないというふうに思うわけでございます。

どういふことかという点、国際電気通信連合の言うところのIMTアドバンスド規格、これにのっとった通信システム、厳密に言うところの4Gをしっかりと整備していかなければいけないというところにあるというふうに思っております。

日本では、既に商業的な段階でLTEについて4Gと呼ばれていたりしますけれども、この厳密に言うところの4Gについては、周波数帯として三・四ギガから三・六ギガヘルツの間であるというふうに存在しているわけですから、これをどのように割り当てをしていくのか。この割り当てのスケジューリングとプロセスについて、このプロセスについてもどのように透明性を確保していくのか、この点を含めてお示しいただけますでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。
第四世代移動通信システムにつきましては、日本再興戦略におきまして、本年中に新たな周波数の割り当てを行うこととされておりました。総務省といたしましては、この方針に沿って割り当てを行うことといたしております。

具体的には、平成二十七年にはサービスを開始できるよう、割り当て周波数幅や、それから割り当てに際して審査する視点を定めた開設指針を夏ごろまでに策定しまして、本年中に周波数の割り

り当てを実施することとしております。

御指摘の割り当てプロセスの透明性の確保につきましては、総務省といたしまして、電波が国民共有の有限希少な資源であるということに鑑みまして、重要なことであるというふうに考えております。

この透明性の確保につきましては、割り当ての基本的な考え方や割り当ての対象となります周波数帯などを定めました開設指針というのがあります。この策定の段階と、あと、申請の審査の段階において透明性が確保されるということが必要であるかと思っております。

まず、開設指針の策定段階におきましては、本年一月に、携帯電話四社に対して公開の場でヒアリングを行いましたし、二月に、サービスの導入に際しての検討課題などについて、携帯事業者以外に意見募集をいたしました。

今後、この開設指針の策定に向けて、指針案のパブリックコメントを実施する予定でございます。

また、審査の段階におきましては、開設指針に沿って審査を行う項目だとか配点、それから、周波数の割り当てを決定するに先立ちまして、審査を行います電波監理審議会における議論を記載しました議事録、それから、審査を行った結果を公表する予定でございます。

このように、割り当ての客観性、公平性を確保するとともに、透明性が確保された手続のもとに割り当てを進めてまいりたいというふうに考えております。

○濱村委員 本日に、今、プロセスをしっかりと客観性あるいは公平性あるものにしていくというお話がございましたけれども、この点が担保されない限り、やはりいつまでたつてもいろいろな議論が巻き起こるわけですので、しっかりとやっていただきたいというふうにお願ひ申し上げるわけでございます。

次の質問に移りたいと思っておりますけれども、この法改正におきまして、今、電波利用料の負担の割

合についても変わるということが予想されているわけでございます。

今現在、法改正前の段階では、携帯電話事業者が電波利用料の七・三％を負担しているという状況でございます。法改正後はどのような状況かという点、六三・五％の負担になる見込みであるというふうになっているわけでございます。

これは、六三％になるということ自体も非常に大事な点でございます。それでもまだなお大半が携帯電話事業者が負担するという状況にあることは変わりありません。携帯電話事業者は、厳しい競争にさらされながらも、収益を上げて着実な経営をしていかなければいけないということでございます。

そういう意味では、健全な競争市場が醸成されなければいけないというふうに思っているわけでございます。

現在、携帯電話事業者というのは、大きく三社あるというふうに認知しております。今後、より強固な健全な市場、こういうものを構築するためにも、現在の三社だけではなくて、新規事業者の参入なども非常に重要であるというふうに思っております。

MVNO、いわゆる仮想移動体通信事業者、これについても非常に大事なプレーヤーであるというふうに思っております。なかなかこのMVNOが伸びてこないという現状もあるかと思っております。この理由は何であるというふうに分析しておられて、どのような対策を講じようと思われているのか、お答え願えますでしょうか。

○上川副大臣 御質問の携帯電話市場ということでございますけれども、昨今、移動通信市場というのは、NTTドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさんということで、三つのグループを中心とした競争の構造になっているということでございますが、電波の有限希少性、また、膨大な設備投資のために新規参入に制約のある移動通信市場においてさらに競争を促進することにより、利用者にとりまして多様な選択肢を提供することが

極めて大事だということに考えております。このため、他の携帯電話会社のネットワークを利用して多様なサービスを提供するMVNOの参入促進ということ、今後の大変重要な課題であるというふうに考えております。

現状でございますが、契約数は、二〇一三年十二月末時点で一千三百七十五万ということで、近年大変急増はしているものの、まだまだ低いレベルにとどまっているということであります。携帯電話会社自体がMVNOになっているものを除きますと、このうちの六百七十万件ということでありまして、携帯電話、PHS、BWAの全契約数に占める割合は約四％にとどまっているということとであります。

そこで、MVNOの活性化策ということでございますが、課題として二つ大きく挙げられるのではないかとということで、関係者の方からの御指摘でございます。

一点目は、携帯電話会社からネットワークを借りる際の費用、接続料をもっと低廉化すべきであるということ、そして二点目としては、他事業者のネットワークにもつながるSIMロックが解除された端末をできるだけ流通させるということとでございます。

総務省といたしましては、本年三月に、モバイルデータ接続料の引き下げのためのガイドラインを改正するなどして、これら課題の解決に取り組んできたということでございますが、さらに、現在、情報通信審議会のもとに、二〇二〇—ICT基盤政策特別部会というのを設置いたしました。世界一低廉で、かつ高速で、ビジネスしやすいICT環境の実現のための競争促進策ということで御議論をいただいているということでございまして、今後、こうした審議会等における御議論も踏まえまして、MVNOの活性化を通じた移動通信サービスの多様化、そして低廉化に努めてまいりたいと考えております。

○濱村委員 今、なかなか参入がふえてこない理由として、二つ、接続料の低廉化が必要だという

ことやSIMロックのフリー化をすることだということがございました。ぜひこれは前向きに検討していただいて、より活性化された市場をつくっていくために総務省としても力を注いでいただければなというふうにお願ひ申し上げるわけでございます。

最後の質問に移りたいと思います。携帯電話は今、社会インフラに十分なっているわけでございますけれども、これを産業の観点から見てみますと、非常に重要な、大きな大きな日本の成長産業の一つであるというふうに言えるかと思ひます。非常に成長率も高い、こういった産業はなかなか日本にはほかにはないわけでございます。そしてまた、その事業者の中には、海外の事業者を買収したりしながら国際的に業務、事業を拡大する、そういった事業者もあるわけでございます。

そんな中で、当然、収益を上げた上で、設備投資をしていかなければならぬ、安定的にサービス提供をしていかなければいけないということでございまして、一方で、ユーザー料金、このバランスを考えなければいけないというふうにも思っております。特に、外国と比べるとスマホの料金は非常に高いという評価があるわけでございますけれども、世界最高レベルの環境の整備とともに、ユーザー満足度を上げていかなければいけないというふうに思っております。

政府といたしましては、この成長産業の維持とユーザー満足度の向上の両立を、どのように背中を押されていくおつもりでしょうか。総務大臣の御所見をお伺いできますでしょうか。

○新藤国務大臣 まさに重要なポイントだと思ひますね。

そして、携帯電話の事業というものは、我が国の経済成長、これを進めていく上で、極めてそこに貢献をしていただく重要な産業である、このように考えております。

二〇一二年度の主要携帯電話事業者の売り上げで十一・五兆円です。それから、この主要携帯電

話事業者が十年間で設備投資額約十五兆円、このように大きな投資をしてきているわけでありまして。

加えて、携帯電話は、日々の通信に加えまして、今後、ICT化を進めていく上で、いろいろな産業全般のICT化の中で、必ず携帯を使うものが出てくるだろうと思ひます。さらには、医療、それから教育、そして防災、そういったところにも、最終的に、さまざまなICTによるサービスの最後の受け皿として携帯が使われる。これは、今後とも非常に大きなものが見込まれます。いわば私たちの暮らしの基盤になっていく、通信そのものが基盤でありまして、その中の大きなツールであります。したがって、御指摘のように、できるだけ使いやすいように、そして、適正な競争のもとでこの事業者の分野が伸びていく、こういったことを考えなければいけないわけでありまして。

今回の私どもの法改正において大きな特徴は、M2Mですとかセンサー、こういったものの電波利用料の実質負担をゼロにする、これによって新しいICTのサービスが見込まれます。そのときに、携帯電話のネットワークを利用した新たな産業というものが出てくるのではないかと、このように期待をしているわけでありまして。

そして、日本再興戦略を踏まえまして、ICTにより日本経済をさらに成長軌道に乗せるためにはどうしたらいいか、私どもは、この二月に、情報通信審議会のもとに二〇二〇—ICT基盤政策特別部会、こういったものを設置いたしました。

その中で、携帯電話の料金をさらにどう引き下げられるか、そして多様なサービスを可能にするにはどうしたらいいか、こういったこともやります。一方で、利用者に対する環境というものの、こういったものも検討してみようと思ひます。

それから、公衆無線LANの利用手続を簡便にするですとか、そういったさまざまなことを工夫して、そして、まさに、我々は思い入れがあつて

この名前をつけたのでありますけれども、二〇二〇―ICT基盤政策特別部会、この議論を踏まえて、世界に冠たるICT環境を実現したい、このように考えているわけでございます。

○濱村委員 時間も来ましたので、最後、一言申し上げて終わりたいと思うんですけれども、二〇二〇―ICT基盤政策特別部会、これは非常に重要であるというふうに思っております。料金の引き下げもそうなんですけれども、引き下げることが主眼というわけではなくて、利用者にとりかど選択できる事業者を残していくということも非常に重要なことであるというふうに私は思っております。

そういった観点からも、バランスのとれた政策をとっていただきますよう総務省にお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

本日は、内閣及び原口一博君外四名提出の電波法の一部を改正する法律案、原口一博君外三名提出の通信・放送委員会設置法案などについて、質問をさせていただきます。

まず、衆法第十一号に定める新たな電波利用制度について、提出者にお伺いをいたします。

一つ目は、電波利用制度の変更についてであります。

今回、電波利用制度を、共益費用から電波の経済的価値を反映したものに變更する趣旨はどのようなものなのか、お聞かせをいただきたいと思

います。

○原口議員 お答えいたします。
国民共有の財産である電波は、その需要が急速に、しかも大幅に拡大してきています。この電波の利用に対する需要の増加に伴い、これを行

きり有効に利用する、その必要性が高まっています。現行法の電波利用料の額は、平成十七年の改正

以降、電波の経済的価値にに応じて負担する部分と、無線局数で案分して負担する部分を合計して決定する方法とされておりますが、電波利用料の性質は、無線局全体の受益を目的として行われる事務に要する費用に充てられたために免許人等が納付すべき金銭であると考えたままなんです。その根本は、従前と変わっていません。

また、電波の経済的価値に応じて負担する部分についても、一部、無線システムについて、特殊性を考慮して軽減係数などが入れられておりまして、十分にインセンティブが働く仕組みとはなっていない。

そこで、これらの仕組みを改め、電波を効率的に利用するインセンティブが十分に働くよう、電波利用の効率化を図るために、電波利用料の性格を、無線局の免許人等がその電波を利用することによって享受する経済的価値がしつかり反映されたものにする、これが目的であります。

私たちが政権を預かったときには、電波周波数帯も、例えて言うのであれば、高速道路の中に自転車道が入っているような状況でした。それを再編しました。しかし、それにも限りがあります。そこで、今回、日本維新の会さん、それからみんなの党さん、結いの党さんとともに提案させていただきます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。
電波利用の効率化を図るために電波の有する経済的価値に、負担をしてもらう、そういう仕組みを導入する、こういうことですね。よくわかりました。

では、二つ目であります。二つ目は、新たな制度の電波利用料の額の決め方についてであります。

どのようにして決められるのか、お聞かせください。

○武正議員 お答えをいたします。
平成五年からこの電波利用料制度が始まり、当初七十五・六億円、平成二十五年七百四十一・三億円ということで、その使途が拡大してきた、

必要最小限でいいんじゃないかというのが、そもそも衆法提出者の問題意識でございます。

今、新たな制度で電波利用料の額はどのように決めるのか。確かに、経済的価値は、十七年、二十年、二十三年と入れてはきておりますが、先ほど原口議員の根本的な考え方としては、取り入れられておりません。

新しい制度では、電波利用料の額は、周波数の帯域、空中線電力などを勘案し、電波の経済的価値が適切に反映されるような算定基準を総務大臣が省令で定め、これに基づいて総務大臣が各免許人の具体的支払い額を決定することとしておりまして、この総務大臣というのは、通信・放送委員会が認められれば、それが行うということでございます。

また、オークションにより電波帯の特性に応じた経済的価値というものが明らかになつてまいりました。それが電波利用料の算定基準に反映される可能性がございます。しかし一方、今回、オークションの対象から放送を除いたように、電波利用料のみで経済的価値を全て反映することにもまた限界もあるのも確かでありまして、そういったところでは、やはりオークションというものがセットで必要であるということになろうかと思

います。

○福田(昭)委員 新たな経済的価値を導入するだけではなかなか十分ではないということで、オークションの必要性についても説かれましたけれども。

三つ目は、周波数オークションの対象についてお伺いをいたします。

放送は周波数オークションの対象に含まれているのか、また、放送が含まれないとしたら、なぜ周波数オークションの対象から除いたのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○原口議員 大事な御指摘だと思います。

今回、御指摘のように、本法案では、周波数のオークションの対象となる無線局は、基幹放送局、これを除く全ての無線局としております。周波

数オークションの対象からいわゆる基幹放送局を除いた理由は、さきの東日本大震災においてもそうでしたけれども、被災地の各局を初めとする民放事業者が、取材及び情報収集を続けて長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者、国民への情報提供に努め、放送の公共性、社会的役割が見直されました。こういったことからしても、放送の安定性、継続性を考慮して、今回、外して

います。

ただし、諸外国の例を見ますと、一部の放送を対象としてオークションを実施している国もあります。アメリカやイギリスなどがそれです。海外の動向も踏まえつつ、また、本法案が成立した後は、その実施状況も見ながら、放送を検討の対象とするか、これは引き続き検討したいというふうに思っています。

また、放送の中心は公共性です、中立性です。それが侵されているとなると、さらに、また後で多分先生が御議論なさると思えますけれども、このオークションについての考え方もおのずと変わっていくのではないかと。放送の公共性はやはりしつかり担保されるべき、このように考えています。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。
確かに、東日本大震災を踏まえて、放送の公共性、社会的役割が見直されたということを踏まえた対応で、非常に適切なものだと考えております。おっしゃるとおり、放送の安定性、継続性等の観点から除かれたということでございますが、本当にそのとおりだと思います。

そうした中で、OECD三十四カ国の中でも、もう既にほとんどの国がオークションを導入しているというところでございますので、ぜひ、政府においても、オークションの導入についても今後検討されたいかかなというふうに思っております。

次に、電波利用料の改定及び電波利用料の使途の拡大について総務大臣にお伺いをいたします。一つ目は、同報系デジタル防災行政無線の料額

についてであります。

政府が提出した今回の改正案では、電波利用料は、現行料額約七百七十億円に比べて七十億円安い約七百億円を見込んでおり、事業者間のバランスをとったことは評価できることだと考えております。しかし、同報系デジタル防災行政無線は値下げしてありますけれども、これは、いわゆる利益を出す事業者ではなく市町村が使用するものであって、利益を上げるものではありません。その普及を上げるためにも、もつと値下げをするべきだと思いますが、いかがですか。

○新藤国務大臣 電波利用料制度につきまして、電波の適正な利用の確保に関して、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人の方々に公平に負担していただく制度ということであり、したがって、原則、全ての無線局に御負担をいただくということになっております。

一方、例えば、消防用や防衛用の無線局ですとか、警察用、海上保安用など、そういった非常時における国民の安全、安心の確保を直接の目的とする、さらには、専ら治安、秩序の維持を直接の目的とする、こういう高度の公共性を有している無線局については電波利用料を免除しているということになっております。

御指摘の防災行政無線の無線局につきましては、これは自然現象また火事などの被害から国民を保護するという高度の公共性を有しておりますが、地方行政一般、それは、各種行事案内ですとか気象情報、火災や交通安全の注意、窃盗や防犯への注意など、そういった一般の行政にも使用される、こういうことを考慮いたしまして、電波法の規定に基づいて、電波利用料を半額負担、このようにさせていただいているわけでありまして、

今回の見直しにおきまして、同報系の防災行政無線のデジタル化に伴って、子局に双方向機能が導入されるわけでありまして、そうすると、電波利用料の新たな負担が生じることになりまして、主として受信機として使われるものであること、子

局の料額については、そういった特性を踏まえて低廉化をしたい、このように考えております。

整備費用の低減化は、デジタル化を進める上で効果的であることは違いがございません。総務省としては、地方公共団体のデジタル化に向けた取り組みが進展するように、デジタル同報系の防災行政無線の低廉化のための技術基準を策定して、情報通信審議会での検討を経て、本年中の制度化を予定したい、このように考えております。

○福田(昭)委員 消防や警察やそういったところが免除しているということであれば、多分、この防災行政無線、全国に今、今回合併して千七百余りの市町村があるかと思いますが、普及率を考えてみると、なかなか普及していないのが現状じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、さらに御検討いただければというふうに思っております。

それから二つ目ですが、二つ目は、現行法上の使途についてであります。

平成二十一年の法改正で、経済的弱者に対する地上デジタル放送のチューナー等の無料配付、平成二十五年の法改正で、防災行政無線等への、今大臣のおっしゃられた補助が追加されましたけれども、これらを含めて、電波利用料によって行われている事業の現状と効果についてお聞かせください。

○高木委員長 今の質問はどなたが答えますか。吉良さんでいいのかな。

○福田(昭)委員 では、次に行きますから、そのうち考えておいてください。

三つ目ですが、今回の法改正に伴う使途の拡大についてであります。

今回、ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を促進することになったことは評価したいと思います。

しかし、先日もちよつと尻切れトンボになってしまいましたけれども、国策として進めてきたデジタル化によって難聴地域となっている山間部や都会のビルの谷間があります。そういう地域で、ア

ナログの共聴受信組合では、各家庭で受信するためのコネクタの購入や、共同施設の撤去費用も各家庭の負担となっていると聞いております。こうした方々への助成も必要だと思いますが、どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○高木委員長 これはどちらが答えるの。しっかりと質問を聞いて。福岡情報流通行政局長。総務省の方は、しっかりと質問を聞いて答えるようにしてください。

○福岡政府参考人 失礼を申し上げます。電波利用料を活用いたしまして、地上のアナログ放送をデジタル放送に切りかえるということ、これまで、アナログ変換対策、それから、それを踏まえて、デジタル移行に伴ってのデジタル難聴対策等に電波利用料を活用させていただきまして、

この結果によりまして、まず一つは、これまで、アナログ時代におきまして使っておりました周波数を約三分の二まで縮めることができて、これによりまして、携帯電話を初めていたしまして、需要がふえております他の電波利用に活用できたといったことがあろうかというふうに考えてございます。

それから、先ほどお答えを申し上げませんで大変失礼を申し上げましたが、チューナーの支援の関係につきましても、これは例えば、低所得者の方々に対しまして、デジタルで信号を受信するチューナーを配付することによりまして、デジタル化への円滑な移行に貢献できたというように評価をしているところでございます。(福田(昭)委員)その後は、三つ目の答えは、地デジの難聴地域解消のためのあれはと(呼ぶ)

失礼を申し上げます。難聴聴対策でございますが、これは、東北三県を含めてデジタルに完全に移行いたしました二十四年三月末におきましては、全国で約十六万世帯ほどの、いわゆるデジタル化に伴う難聴聴世帯がございました。これにつきまして、以前より、例えば共聴施設を整備する

等々の対策で、現在、二十五年十二月末現在では、全国で約三万三千世帯というところまで減ってきているところでございます。

現在、二十七年三月末までを目途といたしまして、このデジタル難聴聴対策を、減らしていくというところで進めているところでございます。

○福田(昭)委員 ちよつと答えがよくわかりませんが、特に難聴聴地域においては、先ほど申し上げたように、コネクタを買わないと、つけないと、実はテレビが見られない。それからさらに、今まで使っていたアナログのアンテナを、共通施設を撤去するという費用もかかる。こうしたものもかかるということについて、どうも、私が地元の人から聞いている話と、総務省とNHKの話が違うわけですよ。そこを、どれが本当なのかというのを確かめたくて言っているわけですから、ちゃんとした答えがないので、これからさらに、しっかりと、よく調査をしていただきたいと思います。

先日のNHKの予算に対して総務大臣の意見があつて、四番目の「地上デジタル放送日本方式の国際展開の推進等」の中の三つ目の丸に、「衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策等、完全デジタル化移行後の課題に着実に取り組むこと。」こうNHKに総務大臣が意見を言っているじゃないですか。

それに対して、総務省自身がちゃんとやるべきことをやらないというのではやはり問題でありますから、しっかりとやっていただきたいと思

います。このことについてまでもかわつていくわけにいかないのだから、先に行きますけれども、ぜひしっかりと対応してほしいと思います。

次に、通信・放送委員会の設置について、提出者と、最後に総務大臣にお伺いをいたします。

一つ目は、通信・放送委員会の設置についてであります。通信・放送委員会を設置する趣旨及びメリットは何か、お聞かせをいただきたいと思

○武正議員 お答えいたします。

通信及び放送の分野における規律、ルール、このルールメイキングに関する事務は、総務大臣の裁量による振興行政の都合に左右されることなく、公正かつ中立に行われる必要性が特に高い分野でございます。

そこで、本法案では、新たに、いわゆる三条委員会として、内閣府の外局たる通信・放送委員会を設置し、そこに通信及び放送の分野における規律、ルールに関する事務を行わせることとしております。委員長一名、委員四名、合計五名という委員会でありまして、特に、政党要件あるいはまた政治活動の禁止などもしっかりと盛り込んでおります。

これまで、八条委員会や電監審、電波監理審議会がありましたが、戦後、その権限が、独立性が弱められてきた経緯もありますので、今回は三条委員会、しかも、電監審は事務局は総務省が行っておりますが、今回は内閣府に置くということと、事務が公正かつ中立に行われることが期待されます。

以上です。

○福田昭委員 ありがとうございます。

独立した委員会とすることによって、公共のものである通信・放送を公正かつ中立に行われるようにするというところでございます。本場にそのとおりだと思います。

二つ目は、通信・放送委員会がNHKを所管することについてであります。NHKを通信・放送委員会が所管するとしておりますけれども、そのメリットは何か、お聞かせいただきたいと思います。

○原口議員 現在、この総務委員会でも、NHK予算の審議について参議院の総務委員会から異例の文書が総務委員長宛てにきました。まさに公共放送の根幹を揺るがしかねない事態が起きているという認識をしています。

現在在、日本放送協会に対する監督や経営委員の候補者の選定事務は原則として総務大臣の権限とされています。これを、制度的にさらに公正性や中立性を十分に確保する、これが大きな目的です。

先ほど武正議員が答弁いたしました、日本放送協会に対する監督を含め、通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立、しかも、受信料で成り立っている国民の皆様にも、透明性を保って、しっかりと公共放送をみんなの受信料で維持していく、こういう認識を持っていたことが大事であります。

「本法案では、通信・放送委員会の所掌事務として、御指摘のように日本放送協会に関するものを掲げております。本法案の成立後は、日本放送協会に対する監督や経営委員の候補者の選定事務は通信・放送委員会が行うことを想定してあります。これによって、日本放送協会に対する公正性、中立性をより担保していきたい、このように考えております。

○福田昭委員 ありがとうございます。

それでは、通信・放送委員会を設置することについて、そしてその通信・放送委員会がNHKを所掌することについて、総務大臣の所感をいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 まず、今般提出されました議員立法である通信・放送委員会設置法案、これにつきまして、まず各党間での御議論をいただくものである、このように私は思っております。

しかし、今般の法律案につきましては、議員発議に係る予算を伴う法律案については、国会法に基づいて内閣が意見を述べることになっているわけでありまして、ですから、その観点から、私の方からコメントさせていただきたい、このように考えております。

まず、我が国は議院内閣制を採用しております。内閣の一員である大臣が責任を持って行政を執行すること、これが大原則であります。そして、特に技術革新が激しい情報通信分野は迅速な対応が強く求められることもございます。大臣が

責任を持って機動的、一体的、総合的に行政を執行することが必要だ、このように考えているわけでありまして。

実際に、現在の体制のもとで、世界最高レベルのICTインフラの整備、円滑なデジタル放送への移行など、振興と規制を一体的遂行によって大きな成果を上げていると思っているわけでありまして。

したがって、情報通信行政において、規制のみを所掌する合議制の通信・放送委員会を設置することは適当ではない、このように考えておりまして、内閣としては、本法案について反対である旨の閣議決定をさせていただいております。

それから、NHKを通信・放送委員会が所掌することでありまして、まさに、我が国は、議院内閣制を採用し、内閣の一員である大臣が責任を持って行政を執行いたします。そして、大臣の執行は、それは内閣の責任、内閣全体の、政府全体の責任になるわけでありまして。さらには、今申し上げましたように、機動的、一体的、総合的な行政が情報通信分野には求められるということでありまして。

今、この法案の提出者からもお話がありました、放送における公正、中立、そして公共性といいますが、そういったものはまさに放送法で担保されているわけでありまして、私は、放送法を所掌する大臣として、この放送法がきちんと適切に運営されること、それを指導し、監督し、また所管していく、こういうふうな考えているわけでございます。

○福田昭委員 このことについては、いろいろ議論があるかと思いますが、今後さらに議論を深めていきたいというふうに思っております。

時間がだんだんなくなってきましたが、次に、放送法に定める、NHK会長の職務上の義務違反について、浜田委員長と総務大臣にお伺いをいたします。

一つ目は、人事権についてであります。組織に委員長と大臣の意見をお伺いしますが、組織に

おける人事権とはどういうものか、それぞれ、お考えをお聞かせください。

○新藤国務大臣 一般論でございますけれども、独立行政法人の労働政策研究・研修機構、こういったものの中に参考となる事項がございます。人事権とは、労働者の地位の変動や処遇に関する使用者の決定権限のことを指す、このようになっています。

○浜田参考人 お答えいたします。

企業経営の観点で申し上げれば、人事権とは、経営者が、企業組織の価値を最大限に発揮させる、その目的を達成するために、従業員を適材適所に配置し、おのおのの任務に当てることのできる、経営者として重要な権限の一つと認識しております。

経営者が人事権を適切に行使用することにより、従業員のモチベーションの向上と、上司との信頼関係が醸成され、企業の活性化と成長につながっていく効果があるものと考えております。

特殊法人であるNHKにおいても、基本的に同様であるというふうに考えております。

○福田昭委員 それぞれ、大臣と委員長から人事権についての説明をいただきました。

広辞苑には簡潔に書いてあります。広辞苑によりますと、人事権とは、「使用者が労働者の採用・配転・昇進・解雇などを決定する権利」と書いてあります。労働法や労働協約によって制限される、こう書いてあります。なかなか簡潔に説明されております。

まさに人事権とは、人材を育てるのも人事、だめにするのも人事、組織を活性化するのも人事、だめにするのも人事であります。したがって、人事というのは物すごく重要なんですね。ですから、人事を間違えば、働かない組織になっちゃうかもしれないし、しっかりと人事を行えば、一生懸命働く組織になるかもしれません。

そんなことを考えたときに、今回の、日付のない辞表をつたということはどういうことだと思えますか、大臣と委員長。

○新藤国務大臣 まず、今回の一連の出来事をどう思うかと感想を問われて、私は、会長とすれば、自分が新しく選任されて、皆さんと一緒にやっていきたいと思います、こういうことの意気込みを示した上で、自分と一緒に仕事をしたい、こういうことで、フレッシュな気持ちで、また緊張感を持って行つたためにこの提出を求めたということとであります。

一方、理事の皆さんも、福田委員の御質問でここでお答えになりましたが、組織の一員としてこういったものを判断して、みずからの判断で出しました、こういうふうになられております。

ですから、私とすれば、これは、組織の一員として、ともに仕事を一緒にやっていきたいと思います、また、組織の一員としてしっかりと職責を果たしてまいります、こういう意気込みを示したものはないかな、このように思っているわけでございます。

そして、日付のないという話でありましたが、一般論として申し上げれば、日付のない辞表が果たして有効であるかどうかは疑義のあるところだといふふうに私は思っております。

○浜田参考人 会長は、辞表の提出は、新体制のスタートに当たり、緊張感を持って、役員一同が一丸となつて職務に取り組んでもらうためと説明しております。

経営委員会といたしましては、辞表を提出された行為が、会長が説明した狙いを実現し、適切な人事権の行使になるかどうかを注視してまいりたいと思っております。

○福田(昭)委員 浜田委員長は、今回の一連の騒動について、初めに二度注意をしたということですので、初めは本心に反省していると思っております。

○浜田参考人 何度かお話をしておりますけれども、本人は、反省をし、今後の職務執行に当たりたいといふふうに申されておりますので、私としては、それに期待をしております。

○福田(昭)委員 浜田委員長は、四月一日のNHKの平成二十六年の入局式には出席されましたか。

○浜田参考人 出席しておりません。

○福田(昭)委員 それでは、浜田委員長にお知らせしますけれども、四月一日の平成二十六年の入局式で、初めに二度注意をしたということですので、初めは本心に反省していると思っております。

NHKに入局された皆さんにまず学んでほしいことがあります、放送法といつても百何条ございまして、一日で覚えることは大変難しいと思いますが、私がきょうお願いしたいのは、放送法第一条から第四条、それから第十五条、これだけは念仏のように読んでいただきたいといふふうに思います、このほか、どうやら会長をやめさせられるか、そういうことも書いてありますが、そこところはどこでもよいと思ひます、こう言っている。

いいですか、会長をどうやらやめさせられるかといふことも書いてあるけれども、そのところはどこでもよいと思ひます、皆さん、第一条、第四条、第十五条、これをちゃんと頭に入れてください、こういう挨拶をしているんですよ。

これは反省した人の言葉ですか。

○高木委員長 福田君、申し合わせの時間が来ておりますので、もう質問はここで切り上げていただきます、と思ひます。

○福田(昭)委員 では、済みません、回答だけ。

○高木委員長 では、浜田経営委員会委員長、最後、簡潔にお願いいたします。

○浜田参考人 今の御質問については、内容を承知しておりますので、コメントについては差し控えていただきます、といふふうに思ひます。

て、閣法を中心に質問をさせていただきます。

毎回申し上げていますが、この電波利用料ができたときに私はちやうど郵政省に入りたてでありまして、この百三条の二の条文の一部も書かせていただいております。非常に思い入れの深い法律でありますので、ちよつと細かくなりますが、伺つていきたいと思います。

この条文、今見ますと、百三条の二というのは四十五項もあるんですね。法律が一本でございながらの長さでありまして、私も、これは頭から読んでみよふと思つたんですが、読めませんでした。内容もよく理解できません。非常に複雑な条文になつていて、わかりません。

そこで、伺いたいんですが、算定のやり方、個々の利用料額というのは一体どういうふうになつて定まっているのでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

電波利用料の料額算定に当たりましては、三年間に必要な電波利用料を、その性質に即して算定し、一つは電波の経済的価値の向上に必要とする費用と、それから電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務、これはb群と称しておりますが、これに要する費用の二つに分類してありますが、前者、すなわちa群に要する費用でございますが、これにつきましては、各無線局が使用する電波の帯域幅等の経済的価値、すなわち使用周波数帯の逼迫度の度合いに応じて算定しております。それから、後者、すなわちb群に要する費用でございますが、これは、無線局で均等に配分して、それらの合計額を各無線局の料額として算定しております。

今申し上げましたa群につきましては、電波の経済的価値の向上につながる事務に要する費用であるといふことから、使用周波数帯の逼迫度とか、使用帯域幅とか、出力だとか、それから設置場所の違い等を勘案して、それぞれの無線局が使用する電波の相対的な経済的価値に応じて費用を配分して算定しております。

それから、b群につきましては、各無線局の使用帯域幅、出力、それから設置場所の違いによらずに、基本的にはひとしく受益するものでありますところから、原則、無線局数で費用を均等割しているところでございます。

このように、電波利用料の料額算定に当たりましては、その事務の性質によりましてa群とb群に分類して、算定を行っているところでございます。

○奥野総委員 非常に平易に御説明いただきましたが、非常に複雑であるということもまた事実でございます。

電波利用料とは、電波利用料を算定するといふことで、かかる費用をみんな負担していただきます、という考え方、マンシヨンの共益費用みたいなものだ、こういう説明がなされておりますが、法律をつくつたときは、いわゆる今のb群しかなかったんですね。電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務、これは今回三百億と算定されておりますが、そもそもこのb群の部分しかなかったんです。

ここは物すごくわかりやすく、電波監視とか、それから無線局免許の管理システムとか、受益と負担が非常に均等化されております。全部の無線局がひとしく受益を受けているといふことでありまして、だから均等に割り振る。これは大体一割、二割、三割、四割、五割、六割、七割、八割、九割、全部の無線局数でこの費用を原則は均等に割って負担する、ここは非常にわかりやすい。

その後、後からa群といふのが、これは平成十七年の改正で、入つてきました。今回でいえば、およそ四百億に当たる部分です。電波の経済的価値の向上につながる事務です。

ここで対象となつてくる費用は、例えば、地デジの中継局の設置の補助でありますとか、あるいは携帯電話のアンテナの設置でありますとか、あるいは周波数資源の開発でありますとか、非常に広い範囲にわたつて支出ができるようになっておりますが、ここは、私からするとややわかりにくい

んですね。受益と負担の関係がややわかりにくいと思います。

では、地デジ化で誰が受益をするのかという、一般、国民全体はもちろん受益をするわけでありましても、無線局に限って見たときにどういう効果があるかといえば、先ほども答弁がありましたけれども、デジタル化で放送局が占有する帯域が狭くなつて、あきができます。そのあきの部分を有効に使う。一時的に得をするのは、そのあきの部分を使っている人たちが受益を受けるわけでありましても、全免許人でどうして負担するかということでありましても、恐らく、反射的な利益ということで、間接的に受益を受けているからということで負担しているんだと思うんですけれども、このa群については受益と負担の関係がわかりにくいんですね。

ただ、デジタル化についていえばまだ、周波数の有効利用につながつて、あきができます、みんなが得をするというふうに言えると思うんですが、今回新たに追加になりますラジオ、ラジオの難聴解消事業というのが今回入りますが、これは一体どういう理屈で公益費用というふうに言われて整理されたのでありましようか。そのスキームと、それから今回公益費用に加えた理由を説明いただければと思います。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の、ラジオ放送の難聴解消のための補助金に電波利用料を新たに充てるということでございすけれども、まず、委員も御案内かと思ひますが、ラジオにつきましても、特に最近、電子機器の普及や建造物の高層化、堅牢化等によりまして新たに都市型の難聴といったものが、特にAMでございますが、ふえてきてございす。そのほか、地理的、地形的難聴や、あるいは外国波との混信による難聴というものがございす。

これを解消するためには、一つは、特にAMなどは広域に広がりますが、このAMの出力を大きくすれば難聴を解消することも一つの可能性としてあるわけですが、そういったしす。

お互いにまたAM波同士が混信をし合ひまして、事実上不可能である。したがひまして、今回は、比較的小電力で対応ができるFMの波を使って難聴を解消しよう。

したがひまして、このように難聴解消のために必要最小限の出力の周波数を用ひることにによりまして、今申し上げましたような、ほかへの混信を防ぎ、周波数の有効活用資することから、電波利用料財源を充てるということにしたものでございす。

○奥野(総)委員 やはり、これで一義的に利益を得るのはラジオの視聴者なんですね。ラジオは無線局ではないので、では、誰が一番受益をしているかといへば、一般国民ということになるわけですね。今、これによつて新たな周波数を割り振らなくていいので有効利用につながるという御答弁だつたと思ひすけれども、これはやはりにくいと思ひす。ですから、こういった事業については、本来、一般財源でやるべきだと私は思ひす。どんどんつけ加えていくと、公益費用という概念がだんだんばけてくると思ひす。そういう問題点を指摘させていただきますが、やろうとしていること自体は、私はいいことだと思ひす。

伺ひすけれども、今回、FMを使つてAM局も、同じコンテンツをステレオ放送ができるということでもよろしいんでしうか。

○福岡政府参考人 お答えいたします。

今回、AM事業者がAMで流している放送内容をそのままFMの中継局で補完的に流すわけでございますが、その際のFM中継局の放送方式は、現行のいわゆるFM事業者が行っているFM放送のものと同一ものとするとしてございす。

FM放送の場合には、AMと比べてまして伝送する周波数帯幅が広いということがございす。したがひまして、その中で、もちろんモノラル放送でも構わないうけれども、ステレオ放送に對

応してあるということでございます。そういう意味では、御指摘のとおり、FMの補完局からの放送につきましては、技術上もできますし、恐らくステレオ放送に對応されるだろうというふうに考へていところでございます。

○奥野(総)委員 ラジオは非常に苦戦してしまひ、一番売り上げがあつたときの半分以下に今、売り上げが落ちてしまひているんですね。

僕は、ラジオというメディアは非常に大事だと思ひていす。もちろん災害時にも有効でありまして、平時においても、双方向なんですね、メールを送つてやりとりする、あるいはツイッターでやりとりする、非常に双方向のメディアでありまして、ラジオをもつともつと支えて、これからは発展させていかなければならないと思ひす。そういう意味で今回の施策は、ステレオでい音質でラジオが聞けるようになる、V-L-O-W帯を使つて聞けるようになるということで、私はそこ自体は評価したいと思ひす。

大臣、その点について、ラジオ局でこ入れという観点で、いかがでしうか。

○新藤国務大臣 今委員が御指摘されましたように、ラジオは生活にとつて非常に重要である、しかも定着をしてい、コミュニティの一部になつていと思ひす。特に、東日本の大震災において改めて認識をされましたが、災害時においていつでも安定して利用可能である、しかも災害の初期期において極めて有効であつた、こういうような報告もなされておひす。

私どもは、AMラジオと、それからさらに、安定的にこの放送を維持するためにFM局を使つた、そういったものも展開していこう、これは国土の強靱化の一環であるといったことで方向性を出したわけでありす。

一方で、ラジオ局はやは、いわゆる事業収入、これに経営上のさまざまな心配がございす。それから、建築物の堅牢化だとか電気雑音の増加による難聴、そういったものもありまして、送信所を設置する際にもたくさん面積を要する

とかさまざまな課題があるわけでありまして、こういったものも含めて、放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中で将来の提言をいただいたというところでありす。

今回の電波法の改正案の中には、放送ネットワークの強靱化に関する検討会での提言を踏まえて、電波利用料によるラジオ難聴解消のための中継局整備への支援措置、こういったものも盛り込んだわけでありす。

いづれにいたしましても、ラジオが社会に期待される役割を果たされるように、そして、予算措置や新たな周波数の割り当ても含めまして、放送ネットワークの強靱化を進めていけるように私たちも対応していきたい、このように考へておひす。

○奥野(総)委員 そこはまさにそのとおりだと思ひますが、では、これと電波利用料が直ちに結びつくかという、私はむしろこれは一般財源でやるべき事業のような気がする。そこを指摘させていただきます。

話を戻しますが、a群についてはこうしたいいろいろなものが入つているんですね。地デジ化、それからラジオの支援、あるいは携帯電話のアンテナ整備とか、あるいは周波数資源の技術開発とかいろいろなものがa群について入つていて、それをどうやって割り振つているかということでありまして、今申し上げたように、必ずしも受益と負担の関係はb群ほど明確ではないわけでありす。

では、どうやって割り振つているかということ調べますと、まず、三ギガを境にして上と下で、三ギガより上を一、下を二十四、一対二十四でまず費用を配分する。これは、無線局数が三ギガ以上は少ないので、密度が低いということであるという分け方をしひす。まず一対二十四に分けた費用を今度は無線局種別ごとに占有している帯域に割り振つていくということですが、ただ単純に帯域に比例配分するわけじゃなくて、そこに

特性係数なるものを掛けて調整をするという非常にややこしい処置をしているわけです。

例えば放送局でいえば、国民の生命財産の保護に著しく寄与ということで特性係数二分の一、さらに国民の電波利用の普及に係る責務、特性係数二分の一、二分の一掛ける二分の一で四分の一、実際に占有している周波数帯幅に四分の一を掛けて算出する、それを放送が占有している帯域としてみなして比例配分する、こういうことをしているわけであります。

では、その特性係数について伺いたいんですが、国民の生命財産の保護に著しく寄与するというのは具体的にどのような無線局を言っているのか。これだけ聞くと、例えば、いわゆる公益事業、電気やガス事業の無線まで含むのか、どこで線を引くのかということ伺いたいと思います。今回新たに携帯電話も含められたようでありませうけれども、その考え方を伺いたいと思います。

○新藤国務大臣 携帯電話は、現在、人口普及率が一〇〇％を超えている。一億二千万人の国で約一億四千万契約。国民への普及が深く行われている。加えて、先ほども災害時のことを申しましたが、災害時における通信連絡手段として極めて重要なものだ、このように考えるわけでありませう。

東日本震災においても、携帯電話事業者は、国民や国、地方公共団体、防災関係の関連機関等からの重要通信を取り扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取り組みを行っていただきませう。非常時対応に多額の費用負担を負ったわけでありませう。

主要な携帯電話事業三社、これはNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルということですが、これらは災害対策基本法及び国民保護法の指定公共機関に指定されている。したがって、災害時において、災害法や国民保護法に基づいて、防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、この業務につきましても都道府県または市町村に対して協力する責務などが課されて

いるわけでありませう。

こうした観点から、電波利用料の見直しに関する検討会において、昨年八月に基本方針が取りまとめられました。そこで、国民の生命財産の保護に著しく寄与する軽減係数を新たに適用することが適当である、このような提言がなされたわけでありませう。

○奥野(総)委員 災害法でいえば、電気、ガスも恐らく何らかの指定を受けておられると思うんですが、私が伺ったところだと、自営の無線システムには係数は掛けないんだ、あくまで携帯電話という皆さんが使ういわゆる通信系だから、通信事業だからこの係数を掛けているんだ、こういうふうな伺いました。

あと、結論から言えば、国民の電波利用の普及に係る責務とはどの無線局まで含むのかという質問をしようと思つたんですが、これは、今回は携帯電話は入れないということのようなんです。それは、法律上のユニバーサルサービス義務が携帯電話にはかかっていないからだ、こういう説明を受けています。放送は、民放は努力義務がかかっているということでありませうが、携帯電話についてはそういう法律上の義務ないし努力義務がないのでこの係数は掛けていないんだ、こういう整理であります。ですから、放送については四分の一の特性係数が掛かるけれども、携帯電話については半分、二分の一、国民の生命財産の保護に著しく寄与することだけで二分の一しか掛からない、こういう理解でございませう。

もう一度大臣に伺いたいんですが、今お答えありましたけれども、これまでも実は携帯電話というのは災害等において非常に重要な役割を担ってきたわけでありませう。従来からこういう特性係数はあつたわけでありませうから、今回改めてここに入れた理由というのをもう一度伺つておきたいと思ひます。特性係数を携帯電話に導入した理由というのをもう一度伺ひます。

○新藤国務大臣 私は、これはやはり、携帯電話が普及、極めて深くこの国に浸透しているという

こと、そして、これからの防災体制ですとか国民生活を考える上で、こういった国民の生命財産の保護に著しく寄与する、その寄与度が高まつた。それらは、電波利用料の見直しに関する検討会等において御提言もいただきました。我々政府としても、より一層の防災体制の充実強化というものは重要である、そういうさまざまな観点を総合的に勘案いたしまして、今般新たに軽減係数を適用するようにした、こういうふうな考えておりませう。

○奥野(総)委員 そのとおりだと思いますが、やはり非常にわかりにくい。放送は四分の一だけれども、なぜ携帯電話は二分の一なの、なぜ今回入れるのということ、おつしやつていることはよくわかりますが、一般的には非常にわかりにくい話だということに思ひます。

次に移りますが、広域専用電波について、要するに携帯電話ですね、携帯電話については、個々の無線局別に割り振るのではなくて、一メガ当たり今九千七百万円か、これが特性係数を入れると今四六千二百万円まで下がるんですかね、一メガ当たり大体六千二百万円ということ、携帯電話については負担する、a群については負担するということになります。これに、現在の扱いでいけばb群、一局当たり二百円を足した額が携帯事業者が負担する額。要するに、何メガ持つているか、持つている周波数帯幅に六千二百万円を掛けた数字と、そこに収容されている携帯電話の数、無線局の数に二百円を掛けた数字、足し合わせたものが負担額になるということだと思ひます。

それについて見直そうと、今回、改正でなつていと思ひますが、具体的にどのように見直すのでありませうか。要するに、b群についても周波数帯幅に応じて課金すべきだ、こう報告書に書かれ、今回なつているんですけれども、どうでしょう。

○上川副大臣 御質問の、広域専用電波を使用する携帯電話等のb群に係る電波利用料についてでございますが、改正案におきましては、その周波

数の幅に応じて算定される上限額を設定して、それ以上の負担は求めないこととするにしております。これによりまして、割り当てられた周波数を極めて高密度に利用している場合に周波数幅に応じた課金を実現されることになるというものでございませう。

上限額を設けることとした理由でございませうけれども、広域専用電波を使用する携帯電話事業者等が限られた周波数を極めて高密度に利用している場合におきましては、以後、無線局数が増加したとしても、電波監視等に係る費用について大きな増額を及ぼさないためということでございまして、上限値に達していない場合につきましては、これまで同様に無線局単位の課金とすることが適当であるというふうな考えております。

○奥野(総)委員 これは大臣が、本改正においては、携帯電話及び携帯電話等を利用するスマートメーターとかM2M等の無線システムに係る電波利用料については上限を設けて、利用台数がふえても追加負担が生じない、いわば実質負担ゼロとしたわけでありませう、これによつてかなりの普及が予測されるということ記者会見等で述べておられます。これはまさに私も大事なことで思ひますし、これからスマートメーター、スマートグリッドを実行するために必要な措置だと思ひます。

念のためと言つてはなんですが、確認しておきたいんです。一応今回の法案では、無線局数の上限を定めるということに改正でなつていと思ひます。これは省令に落ちるはずですが、では、上限とは一体どのぐらいかということなんです。

私の手元で計算をしてみたいんですが、今一番多いNTTドコモが大体六千六百七十七万加入あります。周波数帯幅が百六十メガヘルツ。携帯は上り下りありますから、百六十のうち半分、八十メガヘルツを使うということで、六千六百七十七万を八十メガで割ると、大体一メガ当たり七十七万局ぐらいとなるというふうに簡単に計算できるわけでありませうが、大体上限というのは、この七

十七万局を目安とした形で上限になるわけでしょうか。そうすれば実質的にゼロということになると思うんですが、いかがでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

上限額は、事業者ごとの周波数幅に応じて個別に算定することになっております。具体的には、一局当たりの金額、二百円でございますが、これに、各事業者の携帯電話端末等に係る周波数の幅と、それから総務省令で定めるメガヘルツ当たりの無線局数を乗じることで算定することになっております。

総務省令で定めるメガヘルツ当たりの無線局数は、現時点で最も高密度に利用している携帯電話システムにおける電波の利用状況等を踏まえて、電波の有効利用の程度を勘案して規定するということを予定しております。

一つの目安といたしまして、直近の課金が見込まれる時期であります本年十月時点で携帯電話四事業者が開設する携帯電話端末局数の見込み、これは約一億五千万局というふうに考えておりますが、これを、これらの事業者の開設する携帯電話端末で利用している周波数幅の合計で除した結果であるメガヘルツ当たり八十万局、先生は先ほど七十七・二とおっしゃってございましたけれども、メガ当たり八十万局を上限値とするということをご想定しているところでございます。

○奥野(総)委員 明確にお答えいただきまして、どうもありがとうございます。

時間もなくなつてまいりましたけれども、今までずっと言ってきましたけれども、局長は最初に平易に説明していただいたんですが、やはりb群はわかりやすいんですが、a群についてはなかなか計算式も複雑でして、受益と負担の関係もわかりにくいわけでありまして。

特に携帯電話については、これは実質的には地域課金にしようということですね。上限を設けて、一メガ当たり幾らという地域課金に限りなく近づいている。そうした方が電波の有効利用が進む。お金、定額払つておけば、そこにどんな無

線局を事業者の判断で割り当てていくということでありまして、非常に有効利用も進むということだと思ひます。

こうして見てくると、少なくとも、この広域専用についてはオークションを入れてもいいんじゃないか、こういう気がする。a群の部分についてはですよ。b群は、もちろん、公益費用ですからオークションと両立し得ると思ひますけれども、a群については、むしろオークションにした方が私はわかりやすい。後からその周波数を使う人が、受益者がお金を払うわけでありまして、受益と負担の関係も明確であります。ですから、こういう携帯電話用の周波数についてはオークションを入れた方が明確になると思ひますね。

そこで、民主党案について伺いたいんですが、民主党案のオークションの考え方をもう一度伺いたいと思ひます。

○武正議員 お答えいたします。

電波の逼迫状況、これは既に言われているところでありまして、OECD三十四カ国中の導入は、昨年この委員会では二十七カ国と申し上げましたが、この一年で三十一カ国にふえております。三十四カ国中三十一カ国が導入、米国は九十三回ということになります。

新たに導入するオークションは、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値を競うものであり、その競落金は免許の有効期間中の電波利用料に相当するもので、最初の免許の有効期間中は電波利用料の支払いを要しないものとしております。

また、既存事業者に限らず新規事業者、チャレンジャーにも広く門戸を開くため、免許申請前、開設計画の提出前に実施することとしております。要は新規参入をしやすくしようということでありまして、成長戦略を政府も発表するようでありまして、やはり規制改革がそのかなめでありまして、電波ビジネスは三十兆円、五十兆円と言われているので、やはりこの電波オークションというのは、電波の有効利用の観点から必要であ

るといふふうに考えております。

なお、競落金は、国民全体に還元されるのが基本であるとの考えのもと、国庫に入れ、その使途は制限してまいります。

○奥野(総)委員 最後に大臣に伺いたいんですが、今申し上げましたけれども、オークションにして、一般財源にして、それでさっき言ったようなラジオとか周波数開発とかをやった方が使い勝手もいいと思ひます。公益費用だと、どうしても縛りがかかつて自由に使えませんが、むしろa群についてはオークションにして、その財源を一般財源化して、いろいろなラジオの事業支援とか、さまざま電波行政に使った方が私はいいと思ひます。

とりあえず、三・四Gから三・六G、第四世代携帯の割り当てがありますが、この部分についてオークションを導入する気はないでしょうか。最後に伺ひます。

○新藤国務大臣 この電波オークション制度につきましては、メリットもあればデメリットもありますが、これまでさまざまな議論が国会でも行われてまいりました。

私が大臣に就任したときに、当初、このオークション制度についての導入の是非を聞かれておりますが、その際から一貫してお答えしておりますけれども、検討はしているわけであります。これは、電波政策ビジョン懇でありまして、また、新たな電波の割り当て方式の影響、分析等に関する調査研究等と、さまざまな研究はしていくべきだ、私はこのように思っております。しかし、現行におきましては、直ちに周波数オークションを導入するということは考えておりません。

そして、電波利用料の徴収については、これは免許人の御理解と御協力をいただきながら御負担をいただくことが適当ではないか、このように考えております。

○奥野(総)委員 以上、終わります。

○高木委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 日本維新の会の上西小百合でございます。

私は、昨春ごろから電波に関する質問をさせていただいておりますが、きょうは国民の皆さんがふだんから疑問に感じておられるようなことも交えて質問させていただきまして、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

かなり前の話にはなりますが、平成八年七月、東京都調布市内で、トラックの高出力の不法無線機から発射された電波が、点火システムの電子回路で石油ストーブに着火させる誤作動を起こし火災が発生した、そういったニュースが流れました。そして、その前月は、新潟県内で、JRの列車が、事故発生時等に周辺の列車との間で緊急停止信号を送受する装置である列車防護無線が、何人かの発信元不明無線信号を受信し、九本もの列車が停車する、こういったトラブルもございました。

平和と幽霊と電波や波動は目に見えない、このように言われておりますが、見えない分、使い方を間違えると大変危険なものである、私はこのように認識をしております。

今申し上げましたように、以前は不法電波によりこうした重大事件そして重大な事故が多発いたしましたけれども、総務省初め関係者各位の皆様による規制そして監視の強化が功を奏するとともに、電波を発する側のアイテムも、そして受ける側のアイテムも技術革新が進んだからか、近年はこういったトラブルが報道されない、そのように思っております。

このようにトラブルの報道が減った、この背景にはどのような変化があったのかを含め、総務省からそのあたりの現状の御答弁をお願いいたします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

不法無線局の出現局数は、平成二十四年度中に約八千六百局を確認しております。携帯電話、航空、海上、放送それから消防等の重要無線通信に対する妨害が年間約五百件発生するというような

ことで、依然として対策が必要な状況にございます。

このため、総務省では、電波監視施設の整備だとか、警察等との不法無線局の共同取り締まり、それから電波利用ルールの周知啓発などを実施しております。平成二十四年度に警察等への啓発が二百三十一件、それから総務省からの行政指導等の措置三千三十八件によりまして、より良好な電波利用環境の維持に努めているところでございます。

このような取り組みの結果、大きなトラブルなどが発生する前に不法電波が排除されているものと思料しているところでございます。

今後とも、電波監視体制の充実強化を図りまして、安心、安全な国民生活の維持に貢献してまいりたい、こういうふうを考えております。

○上西委員 わかりました。

今、警察庁から取り締まりですとか、そういった形で事前にトラブルを防ぐ、事件になる前に未然に防ぐことができているということですが、年間妨害件数が五百回というふうに御答弁いただきましたが、その件数自体は減っているということなんですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと件数だけ申し上げますと、平成二十二年度では、重要無線通信妨害の申告件数は六百八十九件でございました。それから、平成二十三年度が五百一件、平成二十四年度が五百三十二件というところで、ふえたり減ったり、こういうことでございます。

○上西委員 わかりました。

私が今申し上げましたように、いろいろ機械のイノベーションも進み、そういった形で本当に妨害とかそういったトラブル自体が減っているか、そのように思っていたんですが、ふえたり減ったりということだと、そういったわけではないのかなとも思ったりしておるところでございます。次は、電波が与える影響、そういったものについてお伺いをしたいと思います。

電波は目には見えないものでございますが、電波が我々の日々の生活の中で我々に与える影響、これは果てしなく大きなものがあると思っております。特に携帯電話は、一九八〇年代半ばに移動電話という名称で登場したころはほとんど所持する人がい wasn't でしたが、今や、日本人口以上の契約数となり、発展途上国でも普及をし、通話だけでなくメールや、一昔前のスーパーコンピュータ以上の性能があり、極めて身近な、電波を発する日用品となっていると思えます。そして、これはあつてはならないことでございますが、国会答弁でまで携帯を見ながらされるほど普及しているわけなんです。

そこで、電波に関してごくごく単純な質問、しかし、多くの皆さんが疑問を抱いているエレメンタリーな質問をさせていただきたいと思えます。

電車などへ乗ると、優先席付近では携帯電話の電源をお切りくださいというおなじみの放送が入るのはいくつか御存じのとおりだと思います。以前は、携帯電話使用のマナーの向上の意味もあったのか、車内全体で携帯電話の電源を切る、こういったことが求められていたんですが、最近では優先席席としてシルバースhirtなど限られたエリア周辺で電源を切るようにとアナウンスされるようになつたと思えます。

俗説では、以前は、心臓のペースメーカーの電氣信号が弱まるとか、一定レートで心臓を刺激してしまう、あるいは、ペースメーカーの電氣信号が狂い、異常な心臓収縮を繰り返すというふう信じられ、皆さんが心配して警戒されていたというわけなんです。総務省で昨年の十二月二十五日、LTE式携帯電話の端末の植え込み型心臓ペースメーカーと植え込み型除細動器での影響を測定した結果、影響は確認されなかった、このように報道されました。

携帯電話からは、通話中だけでなく、スイッチが入っている限り基地局に電波を送ることがあり、今までの認識としては、電車などで近くに心

臓ペースメーカーの使用がいた場合、とんでもない誤作動を引き起こしてしまう、こういった可能性があるわけですから、多くの国民の皆さんが乗車時には細心の注意を払っていたと思います。が、発表されましたように、本当にペースメーカーなどに悪影響はないのでしょうか。

また、実際に植え込み型の心臓ペースメーカーを使用されている知人が平然と携帯電話を使用されているのに出くわすこともあり、年末の総務省の発表を今さらながら当然だと理解した国民は多いと思ふ反面、その発表を認知、認識している国民は極めて少ないのではないか、このように思っておりますので、この状況への御見解もあわせて、御答弁をよろしく願います。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

総務省におきましては、電波が心臓ペースメーカー等の植え込み型医療機器に及ぼす影響を調査いたしまして、その結果を、各種電波利用機器の電波が植え込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針ということで公表することによって、その影響の防止を図っております。

平成二十五年十二月に改正しました現行の指針におきましては、第三世代の携帯電話に加えましてLTE方式の電話からの影響に関する調査結果に基づきます、生体電磁環境に関する検討会による提言を踏まえまして、携帯電話の使用に当たっては、植え込み型医療機器の装着部位から十五センチ以上離すことというふうに行っているところでございます。

○上西委員 実際は影響がないというふうに発表されたんですが、一応、念のために十五センチ離れたところを利用していただきたいということで啓発されているということで、わかりました。

また、三年前の五月、国際がん研究機関、略称IARCは、十年以上の間、携帯電話を三十分以上使用すると脳腫瘍にかかるリスクが四〇%もアップする、このように発表しました。世界保健機関、通称WHOは、即座に否定をしつつも、さらなる研究が必要だと発表し、加えて、IARC

側は発がん性も高くなると発表したわけでございます。

これに加え、子育て世代の親たちは、特に乳幼児の近くで携帯電話を使つても成長に悪影響がないのか受動喫煙並みに心配したり、病院内でPHS以外の携帯を使用される方を見つけると、影響がないのかと本当にはらはらする、こういったお話をよく聞きますので、これに関しても現在の状況の御説明をお願いします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一一年の五月の国際がん研究機関の発表は、電波の発がん性に関する証拠の確かさの程度を分類したものでございます。発表の内容は、人への発がん性があるかもしれないとの分類がなされたことは事実でございますが、これをもつて脳腫瘍等のリスクが上昇することを科学的に立証したものではないというふうに認識しております。

それから、乳幼児に対する携帯電話からの電波の影響につきましても、乳幼児の健康へ悪影響を与えると立証した研究成果の報告は示されていないというふうに認識しておるところでございます。

○上西委員 わかりました。科学的には証明されていないというふうには総務省の方では認識されているということですか。

先ほど、国民の皆さんにもしっかりと啓発活動を行つていくということですが、今の、科学的には証明されていないと総務省は認識されている、こういったことを国民の皆様にとどのような形で周知をされているのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

総務省としては、電波は、今後その重要性が増してまいります、さまざまなもののへの利活用が図られると思つておりますが、一方で、利用における安全性も確保していく必要があるというふう思っております。安全性の確保につきましては、検証も含めて、

W H O等の国際機関と連携して、電波の安全性に関する調査研究を引き続き実施していくというふうな思っております。その結果につきましましては、全国各地で開催しております説明会を通じて、全国各地で開催することによって、国民が電波を安全かつ安心して利用できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○上西委員 先ほどから申しておりますように、電波がどういった影響を私たちの生活に及ぼすのか、私たちの人体、健康にどういった影響を及ぼすのか、こういった知識は本当に国民の皆様のところにはまだ届いていないと思いますので、今後もしっかりとした広報活動にお努めをいただきたいと思っております。

そして、先ほど橋本先生からもお声がありましたが、電波が影響を及ぼすのは主に人体と機械だと、さまざまなか所で私もお伺いをしておるところでございます。先ほどは人体にしてお伺いをいたしましたので、次は機械に及ぼす影響についてお伺いをしたいと思います。

電源を切るべきだと教え込まれていた感のある航空機内でも、例えば富士山が見え出すと、携帯電話のカメラ機能を使って撮影される方がたくさんいらっしゃいます。ほんの数年前まで、そのような撮影行為をしようとすれば、キャンビンアテンダントの方が慌てて駆け寄り、その場ですぐに電源を切ってくださいというふうに厳しく指導されていたわけなんですけれども、最近はそのままで厳しく乗客が注意されるようなシーンを見ることがなくなったのではないかと、このように感じているわけでございます。

航空機は本当に携帯電話の電波の悪影響を受けるのでしょうか。また、受けるのであればどの程度受けるのか、国交省の御答弁をお願いいたします。

○島村政府参考人 お答え申し上げます。現在、携帯電話などの電子機器については、発射される電波が航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがあるということで、平成十五年十月か

ら、航空法に基づき航空機内での使用を制限しております。

ただいま御指摘のありましたケースにつきましては、最近の携帯電話には電波を発射しないモード、機内モードが機能として付加されており、現在、航空機が安定した巡航状態にある場合には、電波を発射しないモードでの使用は可能となっております。

一方、昨年末、欧米において電子機器の使用制限がさらに緩和されたことを受けて、現在、航空局では、航空機内における電子機器の使用に関する意見交換会等を通じ、携帯電話の機内モードなど作動時に電波を発射しない状態にある電子機器について、離着陸時も含めて全ての飛行形態で使用を緩和することなどについて検討を行っているところでございます。

この検討に当たっては、独立行政法人電子航法研究所による技術的な検証や、航空会社等からの意見聴取を踏まえ、航空機の運航の安全を最優先に進めてまいります。

○上西委員 ありがとうございます。

今、意見交換等技術的な検証をされているというところで、先ほど御答弁いただきました中に、影響を受けるおそれがあるということで御答弁いただきましたが、このおそれがあるというのは、何か科学的な検証をされた上でということでしょうか。

○島村政府参考人 これにつきましては、過去に航空機内で携帯電話を電波を出した状態で使用されていたときに、コックピット、操縦室の計器に異常が発生したという事案が幾つか発生しており、現時点で、電波を出している状態の携帯電話については依然おそれがあるというふうに認識しておりますが、安全の検証については、今後も進めてまいりたいと考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

外国では、先ほどもおっしゃいましたように緩和の方へ進んでおりますので、日本でも、しっかりとした検証の上、安全性を確保した上で、緩和

ができる範囲は緩和をしていただければ、そのように思っております。

次に参ります。

昨年五月、私は、NHKホールなどに設置され、コンサート会場等静閑を要する場所で、マナーモードに切りかえたりすることを忘れた方の着信音が鳴り響いて聴衆が不快感を抱かないように、場所やエリアを限定して携帯電話が通じなくなる携帯電話抑止装置について、さまざま質問をいたしました。その効果として、京都大学であった入試でのカンニングや、中国人などが慢性的に行っていた運転免許での集団カンニング事件も防ぐことができる、このようにお話をさせていただきまして、そして、警視庁において、三力所の運転免許試験場全てに合計八台の携帯電話抑止装置が設置されたことは、本当にありがたいことだと思っております。

しかし、その装置の設置の契約は、同等機種を提供する社が複数あるにもかかわらず一社と随意契約を締結されたのが余りにも不可解なので、当委員会、そしてまた予算委員会の分科会でも質問をさせていただきました。

その際、警察庁からは、試験室にガラスが多いので、その条件で携帯電話の通話やメールのやりとりを防止するには、シールドという特殊な技術を要し、その特許を有する会社と契約をし、入札に付することは適当でない事例だ、このように木で鼻をくくつたような御答弁をいただいたわけでございます。

しかし、ガラス窓で携帯電話の電波をシャットアウトすることを得意とするほかの業者や、そもそもシールドを用いる必要がないぐらい、特定小電力を用いて携帯電話の通話を抑止する、こういった企業もほかに幾らでもありまして、警察庁の御答弁から、入札に付することが適切でない、こういった理由を私は一切見出すこともできませんし、かつ国民の皆様からそういったお声もいただいております。

そして、何度も何度もそのとき質問でお尋ねい

たしましたが、警察庁からは、本当に同じ文面をエンドレスステープのように棒読みする、このような御答弁しかいただくことができませんでした。

そこで、お伺いをいたします。

NHKホールに携帯電話抑止装置が設置されたころは、そのような装置を開発されている業者が恐らくまだ一社しか存在しないため随意契約をされていたのではないかと思います。その購入の年月とセット数、そして合計の購入金額、そして年間の保守金額をNHKから御答弁をお願いしたいと思っております。

○板野参考人 お答えいたします。

この装置は、平成十二年二月に二式導入し、その購入経費は三百五十万円でございます。また、メンテナンス費用として年間五十二万円を支払っております。平成二十二年四月からは、携帯電話の高度化に伴う周波数の変更等に対応するために、リース契約に切りかえております。リース料は、メンテナンス経費込みで月額十八万円、年額にいたしますと二百十六万円を支払っております。

○上西委員 ありがとうございます。

要するに、二台の抑止装置と、そしてそれに附属する関連の附属品が二セット、この二式を購入したということでしょうか。済みません、確認させていただきます。

○板野参考人 申しわけございません。もう一度質問をお願いします。

○高木委員長 しつかりと質問を聞くようにしてください。

○上西委員 ですので、NHKが購入されたのは、二台の抑止装置、そして関連の附属品の二式、この二セットということでしょうか。

○板野参考人 お答えいたします。

そのとおりでございます。それから、今し方、最初の質問でお答え申し上げました、導入の時期でございますけれども、平

成十八年十二月でございました。失礼いたしました。

○上西委員 つまり、一セット当たり百七十五万円、NHKはその額で買われたということなんですが、警視庁の契約金額は八セットで三千万円と伺っていますが、間違いないのでしょうか。また、年間の保守料金は幾らお支払いでしょうか。警察庁からの御答弁をお願いいたします。

○倉田政府参考人 お答えいたします。

警視庁によりますと、府中試験場に三台、鮫洲試験場に三台、江東試験場に二台の計八台の携帯電話等抑止装置を導入し、三会場八台分の月額のリース価格は、税込みでございますが、五十一万九千七百五十円で、平成二十五年十月一日から五年間のリース契約としており、総額は税込みで三千百十八万五千円となると聞いております。

また、警視庁によりますと、携帯電話等抑止装置の保守料金についてはリース契約に含まれており、保守料金が別途発生するものではないというふうに聞いております。

○上西委員 ありがとうございます。

今伺いただけでも、八セットで三千百十八万円ということで、NHKと随分差があるなというふうに思ってしまうわけです。

NHKホールはパイオニアともいべき携帯電話抑止装置の草創期であり、その後、二百カ所を超えるコンサートホールや銀行のATM周辺に抑止装置が設置され、随分上代価格が下がった、このようにお伺いしております。昨年の質問時には、新藤大臣も、御地元の埼玉県川口市のリリアホールへも携帯電話抑止装置が設置されている、こういったお話もいただきました。

先ほどの御答弁では、NHKホールは、単純計算すると一式百七十五万円、随意契約の警視庁は三百七十五万円で購入したことになります。上代価格が下がっていると言われる中、警視庁の購入価格は一台当たり二百万円も高く、八セットの合計では千六百万円も高いというわけです。

入札に付していれば、むしろNHKの購入価格

よりも安くなっていたかもしれないですね。警視庁の契約はリース契約のため、利息が発生するのはわかりませんが、それは、あえてリース契約を選択された警視庁側の理由に起因するわけですから、高くなった理由には挙げていただきたくないと思っております。シールド工法の代金がずば抜けて高いわけでもなく、むしろ入札をしなかったそれを受けただけだと思ふんですけれども、警察庁の御所見をお願いいたします。

○倉田政府参考人 お答えいたします。

本件契約は東京都の契約ではございますが、予算は効率的に執行されるべきものと認識をしております。

本件の抑止装置につきましては、試験場内における携帯電話を用いた不正を確実に防止するとともに、防止のために発信する妨害電波がガラス窓等を通して試験場外に漏れ出て、他の正当な通信まで妨害することのないようにするという目的を達成しなければならず、警視庁としては、その目的を達成するためには、ガラス窓等への電磁波シールド材の貼付と妨害電波の併用技術が有効と判断し、その技術について特許権を有する業者と随意契約を締結したものと聞いております。

いずれにいたしましても、各都道府県警察が携帯電話等抑止装置を導入するとの判断をした際には、その時点における最新の携帯電話等抑止装置の開発状況等を踏まえつつ、それぞれの都道府県の財務規則等の規定に基づき適切に契約方法を選択し、行政目的の達成と予算の効率的な執行を図るべきものと考えております。

○上西委員 その御答弁は以前からほかの委員会でもいただいておりますが、私が先ほど申し上げましたように、ガラス窓からの電波をシャットアウトする、こういったことを得意とする業者もほかにありますし、また、シールド自体を用いる必要がないぐらい、特定小電力を用いてきつちりと携帯電話の通話を抑制する、こういった他社もたくさんあるんですね。それにもかかわらず、先ほどから、特許を有しているからという点でも合点

がいけない御答弁をいただいているんです。それにもかかわらず高い料金で御購入されているわけなんです。

それでは、自分の財布から出るお金に置きかえて考えていただきたいと思います。例えば、御自身が車を買うとき、ある販売店で三百七十五万円の見積もりが来て、相みつをとつたら百七十五万円になった。そうなったとき、参考人はどっちで買いますか。

○倉田政府参考人 お答えいたします。

お安い方を選ぶというのが通常だと思います。

○上西委員 そうだと思います。私も、大体、二百万円も違うんですから、それは当たり前のことだと思ふんですね。そして、私が先ほど申し上げましたように、ほかの社でも、同じような性能を持った機種、そしてそれ以上の性能を持った機種があるにもかかわらず、そこで随意契約をされている、これが現状でございます。

ですので、もう一つ伺いたいんですけれども、参考人は、この契約が東京都民の血税で行われた、そういった認識をお持ちでしょうか。

○倉田政府参考人 お答えいたします。

本件契約は、東京都の単独予算において執行されたものでございまして、警察法に定める国費や補助金の対象事業ではございませんことから、その妥当性等について警察庁としてお答えするのはなかなか難しいかと思いますが、一般論として申し上げますと、競争性を確保して予算の効率的な執行を図るということは重要なことだというふうに考えております。

○上西委員 確かに、今おっしゃっていたのとおり、競争性をしっかりと確保して、そして、東京都民そして国民の血税が無駄に使われないように、そういった形で契約をするのが当然のことだと思っております。

ですので、今後、東京都でこういった随意契約がされた、その社に決められた、それを見習って、全国で同じようにその社を前例に従って選ぶ、そういったことも考えられなくありませんの

で、やはりそういったことがないように、随意契約等が行われないように、しっかりと公平な入札、こういったことを心がけていただくようお願いをいたしまして、また、今おっしゃっていたことも私はまだまだ納得がいきませんので、今後もしつかりと調べさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○高木委員長 次に、新原秀人君。

○新原委員 日本維新の会の新原秀人でござい

ます。早速質問に移らせていただきます。

電波利用料ということで今回の法案で出ておりますけれども、そういった電波利用料の負担のあり方について質問させていただきたいと思ひます。

まず最初に、料額見直し後の歳出規模、予算では七十億円削減ということで七百億円とされておりますけれども、この数字の根拠について、まず歳出削減をどこを行ったために歳入を減らしたという理由がなければ、結局、歳入を減らすことはできませんので、歳出ということ、つまり、こういった項目でこういったことを削減することによって歳出を削減するおつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 平成二十六年度から二十八年度までの次期三年間において必要な電波利用料共益費用を見積もった結果、一年当たり約七百億円となる、このように想定をしているわけであり

ます。その内訳といたしましては、まず、地上デジタル放送移行対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度、毎年約三百億程度の支出が見込まれる。次に、電波監視のためのシステム及び無線局を管理するためのデータベースの構築、運用に百三十億円程度。電波資源拡大のための研究開発等に百十億円程度。携帯電話のエリア整備、消防救急、防災行政無線のデジタル

化支援等の補助事業に百億円程度を見込んでおります。このほか、電波の安全性に関する調査であるとか、そういったものも含めて約六十億円。これで七百億になるわけでございます。

これらの歳出削減の取り組みといたしましては、システムの調達において一般競争入札を導入すること、補助事業等の設備の仕様について設備単価等の見直しを行うことなどによりましてコストダウンを図って、予算の効率化に努めております。

例えば、無線局を管理するためのデータベースシステムは、平成二十六年の更改の際に、一般競争入札によってデータセンターの契約先の見直しを行い歳出削減を行ったことであるとか、それから、携帯電話のエリア整備につきましては、基地局の設備の小型化、伝送路設備の見直しにより整備コストの低減に努めるなどの歳出削減を講じているということでもあります。

さまざまな取り組みを引き続き行いながら、電波利用料を活用した事業を効率的かつ効果的に進めてまいりたい、このように考えております。

○新原委員 ありがとうございます。

一応、歳出削減ということでそのような御努力をされておりますけれども、歳入の面で見えておりますと、結局、七百億円ですけれども、携帯電話事業者から大体六三・五%料金を得ているという中で、実際、先ほどの奥野委員の質問にもありましたけれども、受益者負担ということで、やはり、利用料を払っているところにそういった受益のための歳出は使わなければならないと考えております。

そういった意味では、例えば、地上デジタル放送ということで、プラチナバンドにおけるテレビ周波数がなくなり、そして、それを将来的に携帯電話に使えるというふうな可能性もあるという形で、間接的には、携帯電話事業者、つまり、携帯利用料の中から事業者が払っているわけですから、我々携帯使用者が受益を受けなければならぬということですね。

そういった中で、この地上デジタル放送総合対策というのはいままでですか。つまり、どういった規模で、今後この金額でずっと対策をされていくのか、ちよつとそういう計画を教えてくださいませんか、ちよつと対策でこの金額、つまり三百億円、ちよつと十七億円ほど削減されましたけれども、三年間は三百億円という計画でわかると思いますが、けれども、将来的な計画性についてお聞きしたいと思います。

○吉良政府参考人 次期電波利用料の適用の中では、地デジ対策というのは国庫債務負担行為でやっておりますので、これが今九百八億円ございます。そうすると、それを三力年で割ると三百、三百、三百というふうな形になります。それが平成三十年まで続くということで、国庫債務負担行為、それを返していかなきゃいけないということで、それぐらいの金額になるわけでございます。

○新原委員 ということは、これが終わったら、携帯電話料も含め、もちろん電波利用料も自動的に安くなるということですか。新しい技術が出てくればまた別のことになりますけれども、結局、それを使わなければ、これはかなりの金額ですから、半分ほど使っていますから。計算からいくと半額ぐらいにはなるんですけれども。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

それは、三年後はどうなのかという話だろうと思うんですが、それは安くなるかという話ですが、そこは、そのころになりますと、ちよつと将来の話になりますが、今の無線の監視システムが大体三ギガヘルツ帯ぐらいまでの不法無線の監視をしておりまして、もし、それが今、第四世代携帯電話なんかが入ってきますと、もつと高い周波数のところを使いますので、その更改をする費用だとか、あるいは、今、総合無線局のデータベースのシステムがあるんですけれども、それにまたセキュリティの問題とか生じてきますので、それに対してどういう対策を打っていくかというふうなことで、三年後にも、電波利用料の使途といいますか、それが同じような形で推移し

ていくんじゃないかというふうに思っておりますのでございます。

○新原委員 やはり、電波利用料を携帯電話利用料で間接的に払っている我々としたしまして、そういう意味で、こういった理由がないのがなくなっていけば減らしていく努力をしていくのが本来の姿でありますので、今後そういった計画も含めて御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

実際、携帯電話利用料、いろいろありますけれども、直接、携帯電話等エリア整備事業にかかっているのは百億円程度ですので、間接的に、先ほど言ったように地上デジタル放送の総合対策では得ることはできませんけれども、そういう意味で、今後、携帯電話利用者の方々の理解を得るためにも、やはり、そういった努力を重ねて検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういった中、もう一点、電波利用料の使途といたしまして、法律で決められているわけですが、けれども、そういった中で、電波の人体等への影響に関する調査研究というのが四番目に載っているんですけれども、これはいかほどの金額で、どういった研究所といえるのか、どういったシステムで調査研究されているのか。先ほどの御答弁にもありましたように、どこかの機関がそういった形でされていると思うんですが、その辺はいかがですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

電波利用料の使途の中で、電波の安全性という項目のところに整理されておりますと、二十六年は七・七億円、それから二十七年は六・六億円、それから二十八年は六億円というふうなことで、その対策については織り込んでいっているところでございます。

○新原委員 どういった機関、どういった組織等で研究されているのかな、その辺もちよつと御答弁をお願いいたします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

それは、委託研究という形をとって、電波の防護指針とか、そういうような作成に当たった調査研究というふうな形でやっているところでございます。

○新原委員 この間、理研でもそういった研究、今ありますし、STAPが正しいのかどうか、今から調べていかないと本当にどうかはわからないので、彼女自身を僕は否定する気はないんです。しかし、そういったことが今までに研究等でありますので、委託しているというのはもちろんわかるんですけれども、こういった機関で、こういった発表なり研究をされているのか、その辺、もしわかるのならお答えいただければいいと思っております。わかる程度で結構です。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

そういう電波の安全性につきましては、総務省の中に研究会というのがありますので、そこに第三者も入った形で研究してもらっております。その中の必要な調査があれば、大学の機関だとかそういうところの研究を委託しているというふうな形をとっているところでございます。

○新原委員 ありがとうございます。

携帯電話の利用者の一人として電波利用料は少なくとも払っているわけなので、そういった中から六億円、七億円、年間使われている。六億円、七億円、すごい金額ですよ。それを、大学等といいますが、どういった形です。

これを僕はたまたまこうとしているんじゃないですよ。こういったことをやはりきちっとしていかなければ、今度何かあったときに責任が出てくるのは総務省になるんですよ。今回いろいろ話があつて、それを管理する理研についてもいろいろ話たかれています。だから、そういったことのないようにしていかなければ、いろいろなことがあつて、いい機会なので、そういった調査研究等について今後やはりシビアな予算額、そしてシステム等を導入していかなければならないと思っておりますけれども、その点については今後どのようにお考えですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

やはり、そういうふうな委託先とか大学機関だとか研究機関に委託することになりますので、そこはちゃんとやっていただけるように、検証して、適切にやるようにこちらから話したい、こういうふうな思っております。

○新原委員 ありがとうございます。

ぜひともそのようにしていただきたいと思っております。

それから、利用料の使途といたしまして、特定周波数終了対策業務ということで、光ファイバー等に代替可能な電波利用者、逆に電波を使わなくなったという対策費。

逆に、今後考えられるのは、本間に、光ファイバーを通さなくても、電波の技術が上がっていったらデータの送信量も事実ふえていきますので、実際、電線といいますがファイバーを通さなくても、電波で飛ばせるところは、山間地域、いわゆる僻地にはそういった技術を活用していった方が、今後、光ファイバー、電線をずっと継続していくよりもコスト的に安くなるという考え方もありますので、そういった研究等は、ほかに、電波資源拡大のための研究開発等というところで、これは三番項目に挙がっているんですね。

だから、そういう意味で、実際、光ファイバーを通したりそういうのも必要です。しかし、本間に特別大容量でなければ、今は電波で十分データを送ることができるような時代になりましたので、そういったインフラ、設備というのは重ねるのはもったいないといいますが、つまり、電波でいけるところは、別に光ファイバー、電話線を通さなくても、実際にそれを使ってもらえばいいわけですから、今後はそういった研究をしていただきたい。つまり、どっちが得か考えていく。

もちろん、産業的な大容量のデータを送信するならば、またテレビ等の映りをよくするのは光ファイバー等がいいと思いますけれども、実際、電波の技術が上がって大容量を送信することがで

きるようになれば、それこそ光ファイバーとある程度、同等とは言いませんけれども、それに匹敵するだけの容量のデータを送るようになれると思うんです。そういった研究等はされていると思うんですけれども、将来的な見通しといたしまして、どのようなレベルまで電波の技術を上げていくかと。

つまり、際限なく研究、もちろんそうなんですけれども、技術というのは、ある程度最初は飛躍的にどんどんと上がっていきましますけれども、上がっていくレベルといいますが傾斜がだんだんだんだん低くなっていくといいますが、急激に上がらないと思うんです。だから、そういった意味でも、この研究開発等にも百十億円使っておりますので、そういったところまでデータ送信なり電波の技術を上げていくというふうにお考え、目標といいますが、将来的な展望についてお聞かせいただきたいと思っております。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

電波利用料の中で使われている技術開発ですが、電波資源の拡大のための研究開発というように、高い周波数の開発だとか電波が共同利用できるように研究だとか、そういう研究をやっております。

その研究開発の中の一つの例を申し上げますと、二〇一七年には二〇〇七年の約二百倍に増大するというふうなのが予想されておまして、これに対応するよう電波の有効利用についての研究開発を行っております。その技術の導入を図るというふうなことで、今、電波が逼迫しているだとかあるいは高速化しなきゃいけないとかいろいろありますけれども、その辺の研究を行っておりますのでございまして、これも今後とも推進していきたい、こういうふうな思っております。

○新原委員 ありがとうございます。

そういった中で、日本の人口が減ってくる中、携帯電話使用者といいますが使用量というのは、どこぐらいまで上がって、どこぐらいでピークになるように試算されていますか。

別に、今よりそんなにふえることがなければ、いわゆる契約者が少なくなれば、容量も少なくなるといえるか、ふやす必要がありませんので、そういったある程度需要予測等、人口が減っていくので、かなりの方が今携帯電話を持たれていますよね、今から携帯電話が飛躍的にだんだんだんだんふえていくというふうな予測は余り僕はないんですけれども、一応、そういった意味で、新しいこういったことの需要が必要だ、新しいこういったことが必要だということならば、そういったことをちょっとお教えいただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

移動電話につきましては、現在、一億四千四百六十一万契約ありまして、今後ともこれはどんどん伸びていく。それからデータ量を見ましても、ここ一年間で二・一倍、それから三年見ましても七・七倍ということで、非常にふえております。それから、携帯電話だけじゃなくて、今後、M2Mとか、センサーネットワークとか、あるいは自販機の遠隔操作だとか、それからスマートメーターというようなことも携帯を使うようなことがございますので、だんだんだんだんデータ量から、それからシステムそのものも広がりをみせてくるんじゃないかと思っております。

この一年間で約一・七倍ふえていると申し上げます、二・一倍のときもありました、今一・七倍ぐらいですが、この割合で今後とも伸びていくんじゃないかというふうなことは予想しております。したがって、携帯電話につきましましては、今、第四世代の周波数の割り当て、これは今の光ファイバーと同じぐらいのスピードが出ると言われているんですけれども、こういうことについて周波数を確保しながら対応していきたい、こういうふうな思っております。

○新原委員 ありがとうございます。

私は非難しているんじゃないで、総務省の方も、電波がよければ、例えば第四世代がよければ、光ファイバーに匹敵するならば、光ファイ

バーを全国津々浦々、いわゆる山間僻地のところまで通さなくても、そういったシステムさえ構築、無線基地さえしていけばいいと思いますので、そういったこともやはり、電波だけではなく総合的に今後勘案していただいて、横のつながりで、できるだけ無駄な税金を使わずに今後の日本の情報の環境、情報システムの環境を考えていただきたいと思っております。

あと十分少々ですので、民主党等含め我が党案にちよつと気になったことがありまして。済みません、通告していませんでしたが、我が党も共同提出ということで法案を提出させていただいたんですけれども、ちよつといろいろな資料を見ますと、もちろん、経済的価値に見合った料金を負担させる形で見直すということで、すばらしいことなんですけれども、各国の今までの事例からいうと、入札額が高騰したりとか、それから入札した後に撤退したりとかというふうな事例がありますので、そういった可能性等についてはどういった形で対応されるのでしょうか。

○原口議員 とともに共同提案していただいて、ありがとうございます。

確かに、各国を見ますと今先生がおっしゃったような事案。ただ、やはり市場でこれをしつかりとチェックする、余りにも高いものについては、これは市場が安定化の機能を持つんだ。私たちは、やはり自由競争の中でしつかりとそれが、オークションという中で安定化していくということとを期待しています。

もちろん、中途で撤退があったり、あるいは今おっしゃったような高騰といったものについても私たちは認識をしています。その弊害が全部なくなるかといえは、私は、それはある意味でこの制度の中の負の部分としても受け入れていかなきゃいけないものではないか、そのように考えております。

○新原委員 ありがとうございます。

そういったことについても対策を考えていただきたい。そういった中で、結局、もう一

つ、いわゆる負の方で考えれば、つまり、オークションということになりましてと談合、不正行為等の規制等も考えていかなければならないので、今後はそういったことも含めて検討していただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。民主党案については、これで質問はありません。

それともう一点、先ほどの利用額にちよつと戻りますけれども、地上デジタルテレビの電波利用料額が、東京キー局一局当たり約四億二千万円程度と試算されまして、地方ローカル局が一局当たり大体二十万円。かなりの差があるんですね。やはりそれなりの受益者負担といえますか費用対効果、そういった意味も含めて差があるような気がするんですけども、その点、いかがお考えですか。

○上川副大臣 御答弁申し上げます。デジタルテレビの電波利用料額についての御質問でございますが、電波利用料の料額算定におきましては、経済的価値に応じて負担を配分する際に、まず、個々の無線局の出力に大きな差があるものについては出力を勘案して料額を計算する、そして、テレビにつきましては、広域圏における放送であるか否かも勘案するというところでございます。したがって、テレビ放送局の料額に大きな差が生じているのは、出力に大きな差があるということが主な理由ということでございます。

この考え方によりまして料額を算定した結果でございますが、テレビ放送局の料額につきましては、出力が大きい広域圏における放送局につきましては、関東広域圏、東京キー局の親局の場合、これは出力が十キロワット以上のものということでございまして、現行の三億五千万円を約四億二千万円に、また、近畿の広域圏及び中京の広域圏の親局、これは出力が二キロワット以上十キロワット未満のものということでございますが、この場合には、現行の七千万円を約八千三百万円というところでございます。

出力の小さいその他の地方のローカル局でござ

います。親局や中継局につきましては、出力が〇・二ワット以上二キロワット未満のものというところでございまして、現行約十六万円を約十九万円に見直すこととしていらっしゃるところでございします。

○新原委員 ありがとうございます。

局長にお聞きしたいんですけども、これは電波の出力だけ勘案されて、人口密度等とか、つまり、結局、電波を受ける強さというのはあくまでも面積ですから、そういった意味での人口密度等も勘案されているんですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

テレビ放送につきましては、出力だけで勘案しております。ほかの電波では、例えば地域性とか電波の混み合ったところでは、テレビ局に対する電波利用料ではありませんが、そこは地域性を勘案して、その要素も加味した設定をしているものもございします。

○新原委員 ありがとうございます。

そう考えますと、ある程度人口密度も勘案してあげれば例えば地方、もちろん、関西、東京でしたら電波が何ほという大きいのを流せば、そこで人口密度が大きいからある程度視聴者も多くペイバックできます。別に広島が小さいとか言っているんじゃないんですけれども、例えば広島と同じ大きさにすれば、それだけの方々、面積的には結局は見れる視聴者の割合がふえる。つまり、ある程度、地方では電波の大きさということよりも人口密度ということを勘案してあげなければ、それだけの電波料といえますか使用料を払えるだけの力がないですから、だから、地方でも大きな電波を流せるようにすれば、非常に地方のローカル局にとつてはありがたいと思うんですね。それを、やはり八千万とか四億とか払う力は僕はないと思うんですね。

だから、値段が安過ぎるというのももちろんそうなんですけれども、逆に、地方の人口密度の低いところについては電波の強さを勘案していただいて、考慮していただくようにしていただきたい

いんです。その点、今後検討されるようにお願いしたいんですけども、どのようにお考えですか。

○高木委員長 申し合わせの時間が過ぎましたので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

電波利用料は、免許人に公平に負担してもらうという観点から、検討会というのをまず開きまして、これは一年ぐらいかかってやります。十回ぐらい開いて、あと、ヒアリングをしたりなんかやりますので、その中のまた御要望等を勘案しながら、次々期になりますけれども、検討していききたいというふうに考えております。

○新原委員 ありがとうございます。頑張ってください。

○高木委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 質問させていただきたいと思

最近、質問がとみに多くなっております。重複するような質問になるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

もう議論になったかとは思いますが、電波利用料、我々が一番問題にしているのは、これが総括原価方式であるということでありまして、今回の民主党、我々の案を出させていただいたのは、そこにもっと競争性が出るような仕組みに変えていこうということで、今回法案を出させていただいたわけでありますので、皆さん、ぜひ賛同していただきますようお願いを申し上げます。

そこで、今回、電波利用料、携帯電話、二分の一還元が加わりました。

一昨年から携帯電話については質問を何度かしてまいりました。その一つが、これまで携帯電話の方がテレビ局というか放送の方と格差があるんじゃないか、その格差はどういう理由でなっているのかという御指摘をずっとさせていたいたわけですね。

当初は、一つは、あまねく全国どこでも電波が

届くようにしないといけないことと、もう一つは、災害時等々において生命財産をしつかり守れる、こういう大きな二要点があるわけですが、今回の二分の一の乗数が掛けられたのはどちらでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

携帯電話につきましては、災害対策と、それから国民に非常に普及しているということで、特性係数二分の一を掛けたところでございます。

○佐藤(正)委員 災害等なんですかね。具体的に言々と、どういう評価でこれを認めていただいたんですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。これは、特性係数の中の国民の生命財産の保護に著しく寄与するものということで、特性係数二分の一を掛けております。

これは、携帯電話につきまして、国民保護法だとか災害基本法の中に指定公共機関ということで指定されましたし、それから、災害対策に対する技術基準、技術基準というのは強制基準でございますが、これに、災害対策に従って非常なコスト負担をするということから、特性係数二分の一を掛けるということにしたものでございします。

○佐藤(正)委員 そうしますと、国民の生命財産の保護に著しく寄与するものというところは認めて、今回こうなったということですね。それは評価をしたいと思うんですね。

次に、国民への電波の利用普及における責務等、ここが今回入っていないんですね。これはなぜ入っていないんですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

国民への電波利用の普及に係る責務に係る軽減係数につきましては、客観性を担保するために、法律上の規定に基づき、その適用の可否を決定することとしたしております。

放送の場合には、放送法が、NHKに対しては、あまねく全国において受信できるように措置する義務を負っております。それから民放につい

ては、その放送対象地域においてあまねく受信できるように努める義務が法律上ございませう。というようなことで、国民の電波利用の普及に係る責務に係る軽減係数を適用しているところでございませう。

一方、携帯電話につきましては、電気通信事業法におきまして、その目的に普及の責務に係る規定がございませうので、携帯電話に対しては、あまねく普及に係る責務が課せられていないというふうなことから、軽減係数は適用していないというところでございませう。

〔委員長退席、土屋（正）委員長代理着席〕

○佐藤（正）委員 ですから、NHKは義務があるけれども、民放は義務まではついていない、しかし、低減率は一緒である。携帯電話はまだそこまですべてついていない。

しかし、携帯電話については、携帯電話を認定するに当たっては、全ての管内で人口カバー率八〇％をそれぞれ達成することになっていませう。これを考えると、もうそろそろもう一歩前に進めたら、随分進んだんですよ、申し上げるようになります。これはよくぞ決断をいただいたとは思っておりますけれども、もう一歩進めることは考えられませんか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。携帯電話につきましては、今先生から話がございました、周波数を割り当てる際の特定期間局の開設に係る指針において、普及目標というふうなことで、八〇％といった人口カバー率を達成することを求めているところでございます。これは電波の有効利用のために設置しているものでございまして、法律による普及に係る責務ではございませんので、課していないというところでございませう。

○佐藤（正）委員 では、課したらいいじゃないですか。課したらできますよ、実際。変えればいいじゃないですか、そういうのであれば。それは難しいんですか。

○吉良政府参考人 今回の電波利用料の改定の、

特性係数も含めまして、電波利用の検討会を開きまして、十回ぐらい検討会をやりました。それからヒアリングもしました。その中で、電波を使っている方々からのヒアリングの中でも、もう一歩という話は今回は出なかったところでございませう。

ただ、次期、三年後になりますが、それへ向けての検討の中では、またそういう御要望等もあらうかと思っておりますので、それはまた、それはそれとして検討していきたいというふうに考えております。

〔土屋（正）委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤（正）委員 今回、二分の一になったので喜んでいられるでしょうね。またこれに付加したら、うんという思いもあつたんでしょうね。

だから、あと三年の中でやはりぜひ検討する課題の中に挙げていただくことを強く私は要望したいと思っております。いかがですか。

○新藤国務大臣 そういった国民の期待、それがまた電話料金に反映される、こういった要素もあると思っております。

しかし一方で、電波の利用料というのは、これはひとしく公平に、客観的に負担をしようではないか、これが基本でありますから、そうすると、やはり法律によつて責務が課せられている、また災害時における指定公共機関になっているとか、いろいろな要素を勘案しながら考えているわけでありませう。

ですから、今回も、災害時における有効性というものの、そしてそれが実証されました。また、今後もさらにその貢献が見込まれるという観点、さらには、追加で、災害時には、停電対策ではなくて、今度は非常用電源の長時間化、こういうようなことも加えたいですね。ですから、そういう客観的なものをいろいろ整備した中で、また国民に、そのものを含めた勘案の中で総合的判断がなされるということでありませう。

もう既に声があることは承知しておりますが、今後はやはり、もう少し推移を見ながら、まずは

今回の二分の一の軽減の状況を見ながら、いろいろと判断していかなくてはならないだろう、このように思ひます。

○佐藤（正）委員 前向きな答弁と後ろ向きな答弁と、どつちで、どう見たらいいのかわからなかつたんですが……（新藤国務大臣「両方」と呼ぶ）両方ですな。

実は、この災害の問題も、この委員会でも僕は何度も当初言いました、携帯電話は有効ですよという話をしたんですが、当時はそれをうんとはなかなか言わなかつたんですね。その検討委員会の中で、今大臣が言われたように、実際がどうだったのかということがやはり一番大きかつたと思ひます。そこで二分の一が出た。これは本当に評価に値することだと思ひます。

今、もう一点の部分についても、まだ十分、三年後、時間はありますから、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

さらに、今回の改定で、例えば携帯電話の場合には、ある程度、一定にいくとキヤップがかかつて、もうこれ以上上がりませんよ。要するに、台数が何ぼあっても上がりませんよということですよ。携帯電話はいわゆる発信機ですから、それがもうある程度キヤップがかかる。

全体的にこの改定の料金については、もう二〇％で頭打ちですよというふうになっていませうか。なつていっていると思ひます。それでは、単純に、二〇％というのは、何で二〇％なんですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

電波利用料制度のように、定期的に料金の改定が行われるようなものについては、制度における継続的な取り扱いとか、あるいは負担する利用料増加に対する事業者の予見可能性を確保する必要があるというふうな考えております。

このような観点から、今回の各事業者が負担する利用料の増加率の上限額を決定するに当たりましては、前回の電波利用料の改定の際に設定しました二〇％を継続して採用したものでございませう。

こういう激変緩和の措置の最終的決定に当たっては、事前にパブリックコメントを実施いたしました、多くの無線局免許人から賛同意見が寄せられたところでございませう。

このようなことから、料額の増加率の上限値を二〇％としたものでございませう。

○佐藤（正）委員 前例踏襲で二〇％にしたという答弁だつたと思ひます。

だから、そうじゃなくて、二〇％という根拠はもとと何かあるんですかという質問です。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

予見可能性を確保するというところで前回は踏襲したんですが、前回のときには、a群に係る伸び率が二〇％ということで、当時、約三百八十億円から四百五十五億円になりました、それを参考に、増加率の上限値を二〇％に抑えたということでございます。

○佐藤（正）委員 それで、二〇％頭打ちに決めたということですが、まだちよつと理解しづらいところがあるんですが、それはそれとして。

携帯電話の場合は、先ほどは、生命財産の部分で二分の一ということですが、ぱつと見ると、二分の一といったら、ああ、半分ぐらいになったのかなというふうに普通考えるんですね。ところが、お手元の資料を見ると、一ページ目と二ページ目を見ていただいたら、携帯電話の事業者の負担が、実は、二分の一ではなくて、百億ぐらいです。下がついていっているというふうに見えるんですね。これをちよつと説明していただかせんか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

端的に申し上げて、携帯電話に新たに特性係数二分の一を適用すると、負担も二分の一になるんじゃないかということだろうと思うんですが、新たに携帯電話に特性係数二分の一を適用する場合に、算定に用いる携帯電話の周波数幅というのが途中の計算の過程でございませう。これが二分の一になるということでありまして、a群の負担の割合が変更されるということではございませう。負担額の算定に当たりましては、算定上の周波

数幅の合計値に対する携帯電話の周波数幅の割合に応じまして、a群の負担額を配分しております。負担割合そのものが二分の一になるわけではございません。

もつと言いますと、その割合の計算が、分子が二分の一になると同時に、分母の方も二分の一減ることになりますので、その分が減少するという形になります、最終的な形が二分の一になるというわけではございません。

○佐藤(正)委員 ありがとうございます。

こちらでも理解した上で質問して、申しわけないなと思つたんですけども。

そういうことで、実は、数字をばつと見たら、あれつと思うんですが、今御説明をさせていただいたで、皆さんおわかりになったのではないかなと思います。

携帯電話は、まだまだ開発をして、民間企業はかなりの設備投資をやっています。それは競争原理が働いているからですね。ドコモさんにしたつて、ソフトバンクさんにしたつて、KDDIさんにしたつて、やはり一番大事な、利益が出たら、その利益の還元はどこに行くかといったら、研究開発費、研究開発費に行くことによって、より安くデータ量を豊富に送れる、こんな通信を目指しているんだらうと思います。これは民間で一生懸命やっています。

そこで、総務大臣、今回の日本再興戦略ということで、世界最高レベルの通信インフラの整備を目標としている。まず、それについて、大臣の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○新藤国務大臣 通信基盤の整備というようなのは、従来から国家の基礎的な基盤であると思いますが、その有効性と必要性、重要性はどんどんと増していく。そして、もう情報化社会と言われて久しいですけれども、今後さらにICTという、携帯電話を含めたいろいろなコンピュータ、ICTの技術を活用したものはあらゆる面で進んでいくだろう、このように思うわけであり

だから、まず、そのためのインフラを整える必要がある、それは、私たち行政側の責任が大であるということでもあります。

現状におきましても、例えば、固定のプロードバンドは世界最高レベル、少なくとも、光ファイバーの契約割合は、実は世界一なんです。日本が六五%であります。韓国がよく普及されているといいますが、でも、六〇%でございまして、二〇一二年の出版ですけれども、私たちは、光ファイバーの契約割合は、固定プロードバンドにおいては世界一なんです。

それから、単位速度当たりの料金は、実は最安値ということになっていきます。超高速プロードバンドの利用可能世帯は九九%、こういうよいところもあります。

一方で、まだまだ他国に対して改善の余地があるところもございいます。ですから、まずそういったところを、KPIといいますが、要するに、達成目標のチェックをして、よいところは伸ばしていく、そして、改善すべきところには集中的にてこ入れをする、こういうことが必要だと思ひます。

それに加えて、先ほど申しました、これから新しいサービスとか新しい産業というのは、いろいろな技術と技術の組み合わせによってできていくだろうと思つているんです。

ですから、そのときに、この通信基盤、また携帯電話を使ったサービスというものがどんどんとふえていく。そして、スマホなどは、もうこれはコンピュータですから、スマホ機能を活用して公共施設の維持管理に使う部分も出てくるだろう。それから、道路や公共施設の管理をする際にも、こういった簡易な無線システムが活用されることになるだろう。

したがって、無線による統合的な管理を行う際の電波の利用料は実質ゼロにしようではないかというの、今回の大英断でございいます。しかも、これは最初からこのように決まってい

たわけではありません。私は、この委員会でもたしか御質問いただいたと思いますが、国民の皆さんがびつくりするような値段設定にしよう、こういうこと、これは私の方から諮問する際にお願いをいたしました。それが実質ゼロになったわけでありま。

私たちは、さまざまな工夫をしながら、このICTを進めていく上で、通信基盤を徹底的に改善していく、そこが世界で最高レベルのものにすることが、我々の産業の発展と経済成長と、ひいては国の発展につながっていくのではないかと、このように期待をしているわけでございます。

○佐藤(正)委員 ぜび、そうならならなければ困ると思ひます。同じ意識です。

ただ、そういう中で、携帯電話のスマートフォンについては、この委員会でも質問があつたかもしれないが、実は日本は料金が高いんですね。料金が高い、これはどうにかしなきゃいけないと思ひますが、この料金が低いことについて、参事の方にお尋ねをしますが、どのような感覚で思つていらつしやいますか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

総務省が平成二十五年の六月に公表しました電気通信サービスにおける内外価格差調査によりまして、我が国のスマートフォン通信料金というのは、一般ユーザー、月間一・六ギガバイトぐらいを使うんですが、調査対象の七都市中三番目に高い水準であります。それから、ライトユーザーについては、最も高い水準というような結果になっております。

それからまた、消費支出に占める通信費の割合も、その割合が、二〇二二年三・六%から、二〇二二年には五・四%に増加している状況にあるというふうなことで、やはり、携帯電話だとかスマートフォンが社会生活の重要なインフラになりつつあるということ踏まえまして、ライトユーザーを含む利用者全体にとりまして、低廉な料金で提供されることが望ましいというふうに考えております。

現在、競争政策の議論の中で、二〇二〇—ICT基盤政策特別部会や、あるいはICTサービス安心・安全研究会において御議論をいただいているところでございます。

○佐藤(正)委員 いろいろな議論があるんでし

うけれども、現実には、今参事人が言われたとおりで、高いんですよ。だから、これをどうかし、世界の中でも安く使えて、そして、先ほど大臣が言われたように、携帯電話はもういろいろな活用方法が出ています。先ほど言われた、例えばスマートフォンもそうですし、自動販売機もそうなんですよ、もう幅広く、今度どんどんどんどん展開をしていくと思ひます。

となると、やはり安くしないと普及していきませんよ。安く使えるようにしていく。これは今の検討会の中でもいろいろな御議論になつていくということですが、ぜび注視をしていただいて、前向きにやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

そして、そういう議論の中で、今度NTTが、固定電話がありますよね、固定電話と携帯電話をセットにして割引できますよというふうな議論が起きているというふうな新聞報道があつたんですけども、現実はどうなんでしょうか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のセット割引というのは、携帯電話サービスと光ファイバーサービス等とともに契約する場合に、携帯電話の料金の一部を割引くものでございいます。

これは、電気通信事業法の中におきまして、NTT東西とNTTドコモのような市場支配的な事業者に対しては、特定の電気通信事業者を不当に優先的に取り扱うことは禁止するという禁止行為規制が課されているところでございいます。

したがって、例えばNTTドコモが、NTT東西のサービスのみを排他的に組み合わせて固定電話と携帯電話のセット割引を提供することは認められておりません。

これも、総務省の中では、二〇二〇—ICT基

盤政策特別部会を設置しまして、これは二〇二〇年代を見据えて、電気通信分野の競争政策のあり方について検討を開始したところでございます。禁止行為の規制のあり方につきましても、この審議会における議論の対象の一つでございます。

今、この審議会というのは議論が開始されたばかりでございます。現時点でその方向性が決まっているわけではございません。

○佐藤(正)委員 始まったばかりだということも知っておりますし、ところが、それが何かあたたかも決まったような報道が出てくるので、何でもかんでもお尋ねをしたんです。

せっかく自由競争で、いわゆる競争原理を働かせよう、それには、例えばNTTが独自で持っているものは、ある意味平等で使ってもらいましょう。しかし、その部分をNTTそれからドコモが固定化して割引をすれば、どこも入ってこれない。しかし、固定電話を持っている方からすれば、安くなるんですよ、その方は。しかし、それはそこまであつて、競争原理が働かなくなる、結果的に誰が負担を強いられるのかという問題点がありますので、今言われた三十条のところは、もしそうならば、三十条を全部ひっくり返すような話になりますので、しっかりとそこら辺を見据えていただきたいと思ひます。

まだ審議したばかりで答えられないと思ひますが、しっかりと注視すると言えそうです。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。利用者それから事業者にとつて大きな影響を与えるような重要な論点でございます。メリット、デメリット、いろいろございしますが、十分に議論を尽くして、本年十一月ごろ答申でございしますが、その中で検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤(正)委員 電気通信事業法の第三十条第三項第二号というところをしっかりと守っていただきたいと思ひます。それから、最近私は電話をかえたんですね。

ちよつと大きな、字が見やすい電話にかえようと思つて、電話を買に行きました。私の場合はauなんですけれども。

そこに行つて驚いたのは、そのカウンターで、きょうは、お客さん、キャッシュで何万円持つて帰りますとかいう話をやつていまして。何のこたろうと思つたら、ドコモからauにかわつたら何万ですよ、きょう、キャッシュ、現金を持つて帰れますよと言つていましてね。

僕は、かえたら、僕にはその話がないんですね。僕はずっとauを使つていまして、auをずっと使つていまして人間が安くならなくて、切りかえた人がほんとに現金何万円も持つていくというのは、どうも腑に落ちない。

それは、auだけじゃなくて、ドコモもみんなやつていまして、審議会等では議論になつていまして。単純な話ですが、参考人、どうですか、今言つたような話は。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。携帯利用者に対してどのような販売促進策を展開していくかということにつきましては、一義的には携帯事業者の経営判断に属するものでございします。

しかしながら、国民生活に深く浸透している携帯電話の料金につきまして、利用者にとつて公平で、かつわかりやすく、さらに、できるだけ低廉な料金で提供されるのが望ましい。

今先生から話がありました、長期利用者にかつて不公平感を醸成させるような過剰なキャッシュバックについては望ましくないのではないかというふうには考えておりますが、この問題につきましては、現在、情報通信審議会での議論に加えて、ICTサービス安心・安全研究会においても議論を進めているところでございまして、私も、その議論の推移を見守つていまして、どこいまでも、いづれにしても、総務省といたしましては、こういう研究会とか審議会の答申も踏まえて、通信

サービスの料金とか提供条件が、利用者にとつてよりわかりやすく、かつ公平になるように努めてまいりたいというふうに思つております。

○佐藤(正)委員 要は、最終的に、値引きをしたように見えて値引きをしていなくて、実は利用料で後払いで払つていっているというのが現実なんですよ。だから、実は電話業者に言いたいのは、そんな小手先なことをやるのではなくて、だったら利用料金を下げろというのを単純に思ひますよ。それと同時に、逆に言つたら、継続して使つてい

人がそれを負担しているような状況になるので、本当にちよつと不平等な感じがします。

それはしつかり、審議会の中でも何か議論されているということも僕は聞いておりますから、注視をしていただきたいと思ひます。

時間が来ましたので、質問を終わります。

○高木委員 次は、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。電波法改正案について質問をいたします。引き続きの質問をやつていきますので、よろしくお願ひします。

今回の法改正で、携帯電話に関する電波利用料の料額の見直しが行われます。電波利用料の見直しに関する検討会報告書は、国民の生命財産の保護に著しく寄与するに係る特性係数、軽減係数に

つて今後どのように取り組んでいくのか、この点についてお答えください。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。東日本大震災では大規模な停電等によりサービスの提供に多大な支障が生じたというようなことから、総務省におきましては、平成二十三年四月から、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会を開催しまして、今後の大規模災害に対応できるよう、通信手段の確保に焦点を当てた検討を行ったところでございします。

平成二十三年十二月の検討会の取りまとめを受けまして、通信サービスの耐災害性の強化を図るべく、十分な燃料の備蓄、それから補給手段の確保といった停電対策の長時間化、それから電気通信回線の複数経路化などの技術基準の見直しを行いました。平成二十四年九月に改正省令を出したところでございします。

今後ですが、この省令改正を受けまして、主要な携帯電話事業者は、都道府県庁や町村役場の重要拠点をカバーします基地局の二十四時間化を進めておりまして、本年三月末現在で、NTTドコモは九五%、それからKDDIは九九%、ソフトバンクは九八%まで、それぞれ二十四時間化を実現しているところでございします。

○塩川委員 ぜひ二十四時間化の対応で、一〇%になつていないわけですから、これは今後はかなり困難な場所というふうに承知しておりますけれども、引き続きしっかりと、万全の体制がとれるような対応を事業者に求めてもらいたいというところを申し上げておきます。

関連して、災害時の通信手段確保の問題で、私、公衆電話の問題をこの間取り上げてまいりました。災害時、公衆電話の役割が改めて見直されたというのは、東日本大震災のときでもあつたわけでありまして。

そこで、きょうは、特設公衆電話についてお尋ねをいたします。

東日本大震災の後の二〇一一年の五月に当委員会で、避難所に公衆電話があればすぐ連絡がとり

やすいというところを取り上げて、避難所への公衆電話の設置を要望しました。当時の片山大臣は、避難所に公衆電話があらかじめ設置されてあれば非常に有効だ、公衆電話のあり方についての一つの検討課題だと答弁をしております。その後、この問題をどのように対応されたのかをお聞きします。

総務省にお尋ねしますが、災害時の避難所に事前設置をされる特設公衆電話、この設置を事業者が進めているということですが、この特設公衆電話の設置の考え方について御説明いただけますか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

災害発生時に避難所等で利用される特設公衆電話につきましては、東日本大震災発生時の教訓を踏まえて、災害時に迅速な利用が可能となるよう、あらかじめ加入者回線を用意しておきます。事前設置型の特設公衆電話の設置が、N T T東西によりまして進められているところでございます。

これにつきましては、震災直後に総務省におきまして開催しました検討会の最終取りまとめを踏まえまして、電気通信事業者が取り組んでいるものでございまして、平成二十五年の三月末現在で、N T T東西合計で約一万八千台が全国に設置されているところでございます。

今後のことでございますが、N T T東西では、都道府県知事が指定した避難所につきましては、市区町村から設置要望があった施設や、大量の帰宅困難者の発生が想定される都市部におきまして自治体等が指定した、いわゆる帰宅困難者対策拠点につきましては、市区町村から設置要望があり、かつN T T東西と協議が調った施設を対象として、施設収容人員百名当たり一台を基本として事前設置を進める予定というふうに聞いております。

こうした考え方に基きまして、特設公衆電話の事前設置を進め、平成二十八年度末で全国に八万四千台の特設公衆電話を事前設置するというこ

とを見込んでいらっしゃるところでございます。以上でございます。

○塩川委員 避難所にあらかじめ加入者回線を引いておいて、さらに公衆電話そのものも奥の方にしまっておいて、実際の災害時にあれば、それを出してきて接続して、そこから電話ができるというのが特設公衆電話であるわけです。

やはり、東日本大震災のときに、二日、三日途絶する、携帯が使えないという状況がありました。そういったときに、この公衆電話というのが優先になっている、また無料でも使えるということもありまして、それについての有効性が非常に高かったということが教訓となっているわけでありまして。そういうものが踏まえて、特設公衆電話の事前設置ということが進められているわけです。

次に、内閣府防災にお尋ねします。昨年六月の改正災害対策基本法で、指定避難所を定めました。この指定避難所の法律上の位置づけがどのようなものになっているのか、あわせて、避難所の総数というのはそもそも幾つぐらいなのか、この点について御説明いただけますか。

○佐々木政府参考人 二十五年の災害対策基本法の改正におきまして、被災者が一定期間滞在する場としての避難所につきまして、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、市町村長が学校や公民館等の公共施設を指定避難所として指定することを法律の改正として盛り込んだところでございます。

この規定は本年の四月一日から施行ということでございますので、この法律に基づく数字というのは現在のところまだ把握できておりませんが、報告規定が整備されておりますので、別途、今後、各自治体から報告が上がつてきたところで把握をしていきたい、こういうふうに思っております。

なお、消防庁が公表しております地方防災行政の現況という資料におきましては、平成二十五年四月一日現在で、地域防災計画に避難所として位置づけられている数を申し上げますと、千七百二

十四団体で十万五千九百一施設が位置づけられているというふうに承知をいたしております。

○塩川委員 この避難所の役割、そういう意味では、一時的な避難の避難場所と区別をして、一定期間避難をせざるを得なくなるような、そういう環境としての避難所をきちつと定めて、そこにおける、健康面でのいろいろな配慮とか、食料品などの備蓄を行うとか、そういった環境をきちつと整えるということを制度化したのが、昨年の災害対策基本法の改正の中身でありました。

そういう点で、こういう避難所がしつかりと、一定期間、避難の環境を整えていくという点では、私は通信手段の確保というの欠かすことができないものだと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○佐々木政府参考人 災害対策基本法の改正におきましては、あわせて避難所の生活環境の整備といった規定を別途入れております。これを受けまして、内閣府として、ガイドライン、取り組み指針を出させていただいております。

その中におきましては、被災者の情報環境の整備といった視点も重要であるということ、これは市町村の参考というところで提供させていただいていただいているところでございます。

○塩川委員 ガイドラインに情報環境の整備、そういう点では、通信手段の確保というのが欠かすことができないものであるわけです。

そういった避難所が、内閣府防災としての集計はこれからですが、現行、消防庁が把握をしている、地域防災計画に位置づけられている避難所の数は、全国で十万余以上ということになります。

それでは、特設公衆電話が設置されている避難所の数が現状幾つなのか。一カ所に複数の台数となっているわけですが、避難所の箇所数、現行が何カ所か。あわせて、二十八年度末で八万四千台の設置を見込んでいるというお話ですが、これは台数ですから、二十八年度末の

数字で、避難所における設置箇所数の見込み、これはわかりますか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

避難所におきまして、N T T東日本では、箇所数にしますと三千四百四十カ所でございます。それから、N T T西日本につきましては二千五百三十四カ所ということで、合わせて五千五百七十八カ所ということでございます。

○塩川委員 今のは平成二十五年三月末の数字ということで、五千五百七十八カ所ですけれども、もう一問お聞きしたんですが、二十八年度末における避難所の設置箇所数の見込み。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

二十八年度末で約三万五千カ所でございます。

○塩川委員 その数は、いわゆる帰宅困難者対策拠点を除いた避難所ということでしょうか。

○吉良政府参考人 都道府県から指定されました避難所でございます。

○塩川委員 要するに、帰宅困難拠点の方は外しているんですかと聞いていますけれども。

○吉良政府参考人 この数字は外しております。

○塩川委員 避難所の数として、二十八年度末に三万五千カ所を見込むということが、事業者からの報告としてあるということですか。

大臣にお尋ねします。

やはり避難所における通信手段の確保が重要だ、そういう教訓を踏まえて、特設公衆電話の事前設置が行われてきている、これ自身は大変結構であります。そういう点で、二十八年度末に三万五千カ所まで積み上げようということですが、全体は十万余以上あるわけですね。

そういったときに、やはりこういった避難所について、市町村が指定しているこういった場所につきかりと特設公衆電話が置かれる、こういう環境こそ求められていると思うんですが、こういう働きかけを事業者にもぜひやっていただきたいと思ひますし、総務省としても、こういった災害対策に万全を期すという点での取り組みについて、

大臣からお言葉をいただきたいと思っています。

○新藤国務大臣 この特設公衆電話は、まず通信規制の対象とならないということ、それから、停電時にも利用が可能であつて、費用負担が軽減できる、こういう特徴のもとで、災害時の通信手段としては非常に重要だ、このように思っています。

総務省におきましても、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会、こういったものの中で、特設公衆電話の事前設置、これは、電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項と整理をされております。

N T T東西が引き続き必要な施設への特設公衆電話の事前設置を推進すること、これは私も期待をしております。

そして、あわせて、災害が発生した際に、機動的にこうしたものは対応しなければいけないというふうに思います。いずれにしても、避難所の一つあつたところで、これまた全てを賄えるわけはありません。ですから、移動用の回線の、そういった臨時の回線の貸与というのもありますし、さまざまな手段というものを確保することを想定しながら、その一環として、ぜひこの部分もさらに充実をさせるように期待をしております。

○塩川委員 もちろん、災害時には、すぐ、公衆電話の設置の取り組みなんかも事業者は行っておりますし、モバイルを含めて複数の通信手段の確保という点でも、事前の設置というところがやはりポイントでありまして、これは食料品の備蓄と同じような考え方だと思うんですよ。通信手段の備蓄、それが特設公衆電話だ、こういう立場でぜひ取り組みをさらに加速させるように、事業者への対応をお願いしたいと思っています。

あと、関連して、日本ろうあ連盟など障害者団体から、避難所においては公衆電話の配備だけではなく公衆ファックスの配備も必要です、こういう要望も出されております。こういう障害者団体の方からの要望をぜひ積極的に受けとめていただき

たいと思うんですが、この点については、総務省、いかがですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

特設公衆電話用の回線につなげます電話機等は、原則として、特設公衆電話を設置する場所の施設管理者が準備する、こういうことになつております。

N T T東西からは、特設公衆電話用の回線にファックス端末をつなぐことは可能であるというふうに聞いております。

このため、総務省としましては、施設管理者におきまして、避難所ごとのニーズに応じて必要な対応を行つていただくことを期待しているということでございます。

○塩川委員 市区町村とよく連携をとつていただいて、障害者の方のしつかりとした支援につながるような、そういう取り組みに対応をいただきたいというのを申し上げておきます。

次に、コミュニティ放送について、一問、大臣にお尋ねいたします。

この間、コミュニティ放送について取り上げてまいりました。この普及に当たっては、電波の不足の問題があります。首都圏や大阪では、総務省が周波数逼迫宣言を出しております。昨年十二月三日の当委員会でも、この逼迫宣言の解消を要望し、新藤大臣は、アナログテレビ放送の使用周波数帯の跡地、V L O W帯について、コミュニティ放送に割り当てる方針を出した、周波数逼迫宣言は解消できるのではないかと答弁をされましたが、その後、どうなりましたでしょうか。周波数逼迫宣言は解消されたのか。さらに、この先どうしていくのか。この点についてぜひお答えください。

○新藤国務大臣 今御質問いただきました中で触れていただきましたが、昨年七月に、アナログテレビ放送の使用周波数の跡地であるV L O W帯の周波数の割り当て、免許に係る制度整備というものを進めております。

そして、昨年の九月には、災害放送等の地域情

報のさらなる充実を図るために、コミュニティ放送の新規開局の促進を目指しまして、V L O W帯の一部の周波数を、A M放送の難聴対策、災害対策に係るF M方式の補完中継局に割り当てるほか、コミュニティ放送にも割り当てる方針を策定したわけであります。

現在は、まずは出力の大きいA M放送の補完中継局の免許申請の受付準備等を進めております。関東、近畿の周波数逼迫地域等でもコミュニティ放送の免許申請の受け付けを年内には開始できる予定ではないか、このように考えております。

コミュニティ放送の周波数逼迫宣言の解消に向けて、関係者への十分な周知も含めて、今後しつかりと取り組んでまいりたい、このように考えております。

○塩川委員 ぜひしつかりとした対応を改めてお願いをするものです。

残りの時間で、N H K予算に対する総務大臣意見の内容について、大臣と舛井N H K会長にお尋ねをいたします。

今回の総務大臣意見では、成長戦略という言葉が三回も出てくるんです。

該当部分を紹介しますと、「我が国の成長戦略の牽引力として期待されるスーパーハイビジョン等の先導的サービスの開発・普及、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化等に向けた取組の一層の充実・強化を図ることとしており、おおむね妥当なもの」と認められる。ですとか、国際放送に関連して、「我が国が正しく理解され、国際交流や成長戦略の推進に寄与するよう、国際放送の一層の充実・強化を図ること」とか、「我が国の成長戦略の柱の一つであり、経済的側面や文化面での交流などさまざまな効果が期待される放送コンテンツの海外展開について、現地のニーズに合致したきめ細やかな対応を行う等、戦略的かつ積極的に取り組むこと」とあります。

ここで出てくる成長戦略というのはいかなるものなのか。大臣としては、何をN H K側に求めて

いるのか。この点について、御説明いただけますか。

○新藤国務大臣 私たちは、今、二十年とも言われる長きの経済長期低迷の状態からデフレを脱却して、経済を回復させ、さらには成長のための持続的軌道に乗せていきたい、これが今、日本における国民が最も望んでいることであると思ひますし、私たち安倍内閣は、そのためにさまざまな施策を打つていこう、このように思っているわけであります。

そして、今、この経済状態を回復させ、よい方向に向けるとともに、将来の成長というものを、将来の希望、期待というものをつくつてあげなければいけないと思ひます。その際には、官民さまざまな、国民活動も含めて、みんなで協力をして、この日本を成長させていきたいと思います。この成長戦略は、国がやるべきものだけではなく、民間企業の団体もそうだと思いますし、さまざまな機関、まさに国ぐるみで、皆さんで頑張つていこうではありませんか、その旗振り役を私たちはしている、それが政府の役割だと思ひます。

したがって、今委員の意図する御質問のところが、国の成長戦略をどこかの機関や何かに担任させる、このようにとられたのかもしれませんが、そうではなくて、それぞれの役割を果たして、それが国としての、国民が望んでいる成長に資するようにしていこうではないか、こういう趣旨で私は使わせていただいているわけでございます。

○塩川委員 経済の持続的な成長のための政策としての成長戦略ということで、官民力を合わせて行う、地方や民間も参加をする、その点は、担任という形ではなくて、それぞれの役割を発揮してもらおうという趣旨で、N H Kもそのアクターの一人という話になるんだと思ひます。

総務省の説明でも、成長戦略のトリガーとなる、そういう役割をN H Kに求めているのが大臣意見の趣旨だというお話を聞きしました。

私は、やはり、政府以外のさまざまな機関が、

成長戦略、この成長戦略の中身については、我が党としての評価、対応は違いますけれども、経済の持続的な発展の経済政策、産業振興策を行うといった際に、当然、官民の連携もあるでしょう。民間の主体が大いに頑張るということもあるでしょう。しかし、その際に、公共放送のNHKとしてどのようにかわるかということについては、これは一定の節度が求められると思つてゐるわけです。

営利を追求する団体ではありません。NHKとしての公共放送、あくまでも視聴者あつての、視聴者のためのNHKであり、まさに受信料で支えられてゐる、そういうNHKの運営に当たつて、政府の産業振興策の実施主体としてNHKを組み込むというのは、私は、公共放送の独立性への配慮を欠き、踏み込み過ぎではないかと思つてゐるが、大臣はどのようにお考えですか。

○新藤国務大臣 今委員は、経済の成長戦略、このようにおっしゃいましたけれども、これは経済のみに限定されるものではないというふうに思つてゐる。やはり、経済を成長させていきながら、豊かな暮らしを実現する、そして公共の福祉を増進させる、それは国家の目標であり、憲法が求めるところでもあります。

そして、NHKは、公共放送として、特に国際放送においては、国際親善の増進や外国との経済交流の発展に資するようにしなければならぬ、これは放送法で求められております。ですから、NHKにはその役割があるわけでありまして、もう一回申し上げますけれども、国の経済政策の一員として公共放送がその役割を果たしてほし

いと言つてゐるのではなく、NHKはNHKの役割の中で、公共の福祉の増進、そして豊かな国づくりのために、国民が幸せを実感できるように、そういう暮らしの実現に向けて自分たちの役割を果たしていただきたい、こういうことで申し上げてゐるわけでございます。

○塩川委員 アベノミクスの三本の矢の三本目は成長戦略ですから、そういう意味ではまさに経済

政策であるわけであつて、産業振興策となつてゐるわけです。

この成長戦略については、過去の大臣意見で文言がありました。十年以上さかのぼつて確認をしましたら、昨年と一昨年にも成長戦略という言葉がありました。ほぼ同じ文言でしたけれども、そこでは、「国際放送については、我が国の文化・経済等に係る情報発信の拡大を図ることを通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流に資するとともに、その結果として成長戦略の推進に寄与するよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実、国内外の認知度の向上及び受信環境の整備を一層推進すること」とあるように、NHKの取り組みが結果として成長戦略の推進に寄与するということであつて、非常に抑制的に書かれてゐたものです。

それが、今回の場合には、結果としてという文言もなしに、ストレートに成長戦略への貢献を求めるという点でいえば、私は、今回の大臣意見といふのは、今までになく、一歩踏み越えた中身になつてゐるということ指摘せざるを得ません。こういった大臣意見について、NHKとしてどのように受けとめておられるのかを梶井会長にお尋ねいたします。

成長戦略について、ここまで踏み込んだ大臣意見というのは、過去、見たことがありません。かつてNHKが設置をしたデジタル時代のNHK懇談会報告書は、公共の性格を備える放送は産業振興策の道具に使つてはならないと指摘をしておりました。

会長にお尋ねしますが、NHKは、政府の産業政策に迎合せず、政府から独立し、商業主義にくみしない、こういう基本的立場を貫くべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○梶井参考人 お答えいたします。

NHKの国際放送の充実強化の取り組みについては、御指摘の大臣意見において、成長戦略への寄与に期待があるものというふうに受けとめております。

今、大臣も少し触れられましたけれども、国際放送につきましては、八十一条第五項で、NHKに対しては、全部読むことは避けますけれども、大臣がおっしゃつたように、「我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培ひ、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない」というふうに述べられてゐることは委員も御承知のとおりだと思ひます。

NHKとしましては、国際親善、国際放送についても、今後とも、放送法に基づき、国際親善の増進と経済交流の発展のために積極的に実施してまいりたいと思つております。

それからまた、放送法第三条では、我々は何人からも影響されてはならないということもありまして、これは、「干渉され、又は規律されることがない」というふうにもはっきり書いてあります。

もう何度も申し上げるようになりますが、NHKは、国際放送をきつちり守つていくということで今後とも進みたいというふうに思つております。

○塩川委員 政府の産業政策との関係で、NHKのスタンスは過去も問われたわけですよ。NHKの歴史を振り返れば、苦い教訓もあるわけですよ。かつてのハイビジョンの問題も、それこそ前のめりであつて、結果としてはそれがうまくいかずに、その負担分というのがその後の受信料の値上げという形で視聴者にはね返つてくる、こういうことも過去あつたわけですから、私は、産業政策に対してのNHKの関与のあり方については、改めてしっかりと見直すべき問題だということを言わざるを得ません。政府の側が前のめりになつてゐるときに、NHK側がそれに追従するような形であつては、NHKとしての本来の役割を踏み外すことになる。

先ほどの報告書でも、公共放送は技術的物珍しさや短期的収益性に惑わされることなく、直接的効果より間接的效果、経済的效果よりも社会的

効果を担う役割を自覚すべきとされている。こういう立場に立つたスタンスこそ求められております。

商業主義化と権力への迎合というのは、コイン、メダルの裏表だ、こういう指摘も識者の方からいただいたております。私は、産業政策に貢献すること、結果として、NHK自身の独立性を損なうことにもなりかねない、こういう問題について厳しく指摘をして、質問を終わります。

○高木委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○高木委員長 この際、原口一博君外三名提出、通信・放送委員会設置法案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。新藤総務大臣。

○新藤国務大臣 通信・放送委員会設置法案につきましては、政府としては反対いたします。

○高木委員長 これより各案について討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、原口一博君外四名提出、電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立少数。よつて、本案は否決すべきものと決しました。

次に、原口一博君外三名提出、通信・放送委員会設置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立少数。よつて、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高木委員長 この際、ただいま議決いたしました内閣提出、電波法の一部を改正する法律案に対し、山口泰明君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。原口一博君。

○原口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 今後の電波利用料の見直しに際しては、第四世代携帯電話などの新たな無線システムの導入などに伴う電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。

二 我が国の経済及び社会の活性化のため、スマートメーターやM2M等の電波利用システムによる新産業・新サービスの推進を図るとともに、電波の逼迫等その障害となる課題の解消に向けて検討を行うこと。

三 豪雨や豪雪などの災害が発生しており、首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、災害時に住民及び関係機関に対して迅速、正確かつ高度な情報の伝達を可能とするよう、通信手段の整備等に努めること。また、ラジオ放

送は国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供に重要な手段であることから、難聴の解消に当たっては万全を期すること。

四 周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高木委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。新藤総務大臣。

○新藤総務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○高木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○高木委員長 次回は、来る八日火曜日午後二時二十分理事會、午後二時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時三十一分散會

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の五項を加える。

9 総務大臣は、電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する無線局及びその使用する周波数を公示するものとする。

10 前項の競争への参加の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。この場合においては、第八項の規定を準用する。

11 第九項の競争は、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもつて行うものとする。

12 前二項に定めるもののほか、第九項の競争に参加する者に係る保証金の納付及び返還その他その競争の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

13 第九項の競争により選定された者が行う第一項の免許の申請(当該競争に係るものに限る。)については、第七項の規定は、適用しない。

第十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六条第九項の競争を経て与えられる免許又は第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた第二十七条の十四第三項に規定する認定開設者が同項に規定する認定計画

に従つて開設する特定基地局の免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十六条第二項第四号中「第二十七条の十三第四項」を「第二十七条の十三第八項」に改める。

第二十七条の三に次の二項を加える。

3 総務大臣は、特定無線局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定無線局を公示するものとする。

4 第六条第十項から第十三項までの規定は、前項の競争について準用する。

4 第二十七条の五に次の一項を加える。

4 第二十七条の三第三項の競争を経て与えられる包括免許又は第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた第二十七条の十四第三項に規定する認定開設者が同項に規定する認定計画に従つて開設する特定基地局に係る包括免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十七条の十三第一項中「第四項第三号」を「第八項第三号」に改め、同条第七項中「第四項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 総務大臣は、特定基地局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものを除く。)の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定基地局を公示するものとする。

を同条第三十一項とし、同条第三十九項を同条第

三十二項とし、同条第四十項を同条第三十三項とし、同条第四十一項中「第三十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十二項中「第十五項」を「第八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百三条の二の二 第六条第九項又は第二十七條の三第三項の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該選定された者に係る第六条第十二項(第二十七條の三第四項において準用する場合を含む。)の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

2 前項前段に規定する選定された者が第六条第一項又は第二十七條の三第一項の免許の申請をした後当該免許を与えられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

3 第二十七條の三第三項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従つて最初に開設する特定基地局の免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該認定開設者に係る同条第六項において準用する第六條第十二項の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

4 前項前段に規定する競争により選定された者が第二十七條の三第三項の認定の申請をした後当該認定を受けられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

第百三条の三第一項中「金額を」と「金額の一部を」に、「電波利用共益費用」を「次に掲げる電波の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の

受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探索

二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六條第一項及び第二項、第二十七條の三、第二十七條の十八第二項及び第三項並びに第二十七條の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に關する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう)の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に關する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機關及び外国の行政機關その他の外国の關係機關との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に關する調査

五 標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務(第七十一條の三第九項の規定による指定周波数変更対策機關に対する交付金の交付を含む。)

七 特定周波数終了対策業務(第七十一條の三の二第九項において準用する第七十一條の三第九項の規定による登録周波数終了対策機關に対する交付金の交付を含む。)

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に對する需要の動向

その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備(当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付

九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に關するリテラシーの向上のための活動に對する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帶する事務

第百三条の三第二項を削り、同条第三項中「前条第四項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を

同条第二項とする。

同条第九條の三の次に次の二條を加える。

第百九條の四 偽計又は威力を用いて、第六條第九項、第二十七條の三第三項又は第二十七條の十三第四項の競争(以下この条及び次条において「周波数競争」という。)の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 周波数競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第百九條の五 国の職員が、周波数競争に關し、その職務に反し、当該周波数競争に参加する者に談合を唆すこと、当該周波数競争に参加することに又はその他の方法により、当該周波数競争の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第百十四條中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第百九條の四 二億円以下の罰金刑

第百十六條第二十三号中「第百九條の二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「第百九條の二第三項、第四項又は第十一項」に改める。

附則第十五項中「第百九條の二第四項」を「第百九條の三第一項」に改める。

別表第六から別表第八までを削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(電波監理審議会への諮問)

第二條 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、この法律による改正後の電波法以下「新法」という。第六條第十二項(新法第二十七條の三第四項及び新法第二十七條の十三第六項

案を提出する理由である。

通信・放送委員会設置法案

通信・放送委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るための規律に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信(以下「情報の電磁的流通」という。)のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。

二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。

三 日本放送協会に関すること。

四 非常事態における重要通信の確保に関すること。

五 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

六 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探查に関すること。

七 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

八 電波の利用の促進に関すること。

九 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第七條第四項第四号において同じ。)に関する技術上の規格に関すること。

十 所掌事務に関し、条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決を協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断をすることができ、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られ

ないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者、同法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、同法第六十条に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

5 委員長及び委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

理由

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする必要がある。これが、この法律

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合並びに次条第二項及び第三項の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 第七条第四項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人が既に属している政党に新たに属するに至った委員長又は委員を直ちに罷免するものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

(職務等)

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定め

る。

(委員長)

第十二条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送委員会規則を制定することができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(国会に対する報告)

第十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(事務総局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。

2 事務総局に事務総長を置く。

3 事務総長は、事務総局の局務を統理する。

4 事務総局に官房及び局を置く。

5 内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

6 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

(地方事務所)

第十八条 委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。

4 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

(罰則)

第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 第七条第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(委員長及び委員の任命手続の特例)

3 第七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。

(関係法律の整理)

5 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理 由

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約百八十九億円の見込みである。

平成二十六年四月二十四日印刷

平成二十六年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D